

第 8 回 国民生活センター分科会 議事録

内閣府国民生活局消費者調整課

1. 日 時：平成 18 年 7 月 21 日（金）13 時 20 分～17 時 05 分
2. 場 所：中央合同庁舎第 4 号館 11 階 共用第 1 特別会議室
3. 出席委員：山本分科会長、大森委員、長岡委員
4. 議事次第
 - (1) 平成 17 事業年度業務実績報告について
 - (2) 平成 17 事業年度財務諸表について
 - (3) その他

5. 議 議

○山本分科会長 それでは、定刻より若干早いのでございますけれども、皆様おそろいでございますので、ただいまから内閣府独立行政法人評価委員会第 8 回国民生活センター分科会を開催したいと存じます。

本日御出席予定の大河内委員、伊集院委員が急な差支えで御欠席となりましたけれども、本日の分科会は内閣府独立行政法人評価委員会令第 6 条の定足数の要件でございます委員の過半数を満たしておりますので、有効に成立しておるということを御確認させていただきます。

それでは、まず、本日の配付資料の確認を行いたいと思います。勝見課長の方から、よろしくお願いたします。

○勝見消費者調整課長 それでは、事務局から本日お配りしております配付資料を念のため確認させていただきます。

一番上に本日の議事次第が置いてあるかと思いますが、その配付資料をごらんいただきたいと思います。資料 1 として、これは 3 月の当分科会で本年度の評価基準をどうするかということを確認させていただきまして、従来どおりでよいということになりましたので、念のためそのものを置かせていただいております。

資料 2 は、昨年 8 月に当分科会で御審議いただいて決めていただいた平成 16 年度の業務実績に対する総合評価表の中から指摘事項をピックアップさせていただきまして、それを左側に掲げております。それに対する国民生活センターの対応状況を簡単に取りまとめたものでございます。本日及び来月の分科会での審議の御参考という意味でございます。

それから、資料 3 は本日のメインの資料でございます、平成 17 年度の業務実績報告書です。別のつづりで分冊として、資料 3 の別添資料、同じような厚さのものが用意してございます。これも同時に参照していただければと思います。

資料4として、事務局で用意いたしました業務実績の項目別評価表、既に国民生活センターで実績の部分、それから、自己評価の部分を書き込んであります。ですから、本日の議題1につきましては、この資料3及び4を中心に御審議いただければと思います。

資料5は、平成17年度の財務諸表でございます。これは議題2で使わせていただきます。

資料6として、総合評価表のひな形を参考のために置かせていただいております。本日の議論を踏まえまして、次回の分科会までに事務局でこの総合評価表の案を作成いたします。

資料7以降は、議題のその他で触れさせていただくものですが、資料7として役員給与規程の改正について。

資料8として、ラスパイレス指数の推移について。

資料9は、7月上旬に財務省から公表されました予算執行調査、本年度は国民生活センターがその対象になっておりまして、これについて若干説明させていただきます。

資料10は、今後の予定表でございます。

資料11として、前回3月に行いました第7回分科会の議事録を配付させていただきます。

参考資料1として、これは前回の分科会でも配付させていただきましたけれども、総務省の政策評価独立行政法人評価委員会から、内閣府の独立行政法人評価委員会に対する意見が参っておりまして、これは前回も既に配らせていただきました。その中で、国民生活センターそのものに対する意見はございませんでしたが、内閣府の独法に共通する項目として2つほど意見が出ておりましたので、その概要と、それに対する対応方針も前回の分科会で議論していただきましたけれども、対応方針の案を御参考までに配らせていただいております。

参考資料2として、つい先日、7月12日国民生活審議会政策評価部会が開かれまして、そこで国民生活センターのPIO-NETについて若干議論がございましたので、これも本日の最後のところで事務局から簡単に紹介させていただきます。

以上でございます。

○山本分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、最初に、私の方から本日の議事の進め方について御説明ないし御提案をさせていただきます。

まず、本日配付しております資料3の業務実績報告書及び資料4「項目別評価表」について国民生活センターより御説明をいただきまして、その御説明等を踏まえて、各委員におかれましては業務実績報告書をごらんいただくとともに、お配りしております資料4「項目別評価表」の右から2番目、分科会評価の指標欄に可能な範囲で委員各位の評価を書き込んでいただきたいと思います。また、評価理由につきましても、特段ございましたら可能な範囲で書き込んでいただきたいと思います。記入しきれなかった事項等は、後日更に記入していただくということでも結構でございます。

そのようにして記入していただいた資料を基に、事務局の方で各委員の評価を集約していただきまして、総括表を作成していただきます。これを次回分科会にお配りしまして、皆様に御検討していただきたいと考えております。基本的に昨年度と同様の運びでございまして、委員の皆様も少なくとも昨年度あるいはそれ以前から御経験でございますので、このような方式で運びたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○**山本分科会長** どうもありがとうございます。

それでは、平成 17 年度の業務実績につきまして、国民生活センターの方から御説明をお願いいたします。

○**糠谷理事長** 理事長の糠谷でございます。最初に、私から総括的に御説明をいたしまして、その後、理事の川本から詳細に御説明を申し上げます。

御説明に入ります前に、私ども国民生活センターからの出席者の紹介をさせていただきたいと思っております。

(国民生活センター出席者紹介)

まず、総括的な御説明でございますが、平成 16 年度から平成 17 年度に掛けまして、私どもで全国から集めております消費生活相談件数は、かなりの減少を見せました。平成 16 年度が約 190 万件ということでございましたけれども、平成 17 年度は架空請求等が減少したということもございまして、6 月末時点の集計で約 130 万件でございます。まだこれから 3 月末までに発生したもので登録をされてくるものが出てまいりますので、数万件は増えるかと思っておりますが、平成 17 年度は 140 万件に行くか行かないかというようなレベルではないかと思っております。ただ、減少はしておりますけれども、これまでに比べますと大変な高水準ということでございますので、各地の消費生活センターは大変苦勞しているということは変わりございません。

そういう中で、私ども国民生活センター、消費者基本法で規定されております中核的機関としての役割を果たすということで、情報の収集・提供、相談、商品テスト等々各分野で一生懸命やってきたつもりでございます。

まず、一番重要な消費生活相談情報ネットワークシステムの PIO-NET でございますが、相談件数が増加を続けていたということもありまして、発生してから私どものホストコンピュータに登録されるまでの日数が非常に増加してくるということがございました。現在の中期計画の前の平成 14 年度が、発生から登録までおおよそ 67 日掛かっていたというのが、中期計画の初年度、平成 15 年度、平成 16 年度には 80 日前後にまで伸びたということでございまして、これを何とかしなければいけないということで中期計画におきましては、15%登録日数を減少させるということが掲げられたわけでございます。そのために、相談カードの直接作成システムを導入しようということで準備を進めてまいりましたが、平成 17 年度から本格的に直接作成システムを導入いたしまして、いろいろございましたけれども、まあまあ各地のセンターにスムーズに導入されたと思っております。

その効果がどうかということでございますが、平成17年度の相談の発生から登録までの日数は、6月末時点で58日になっております。平成16年度が77日でございますので、かなりの減少ということでございます。ただ、まだ3月末までに発生したもので、これから登録をされるというものがございまして、これから登録されるのは非常に日数を稼ぐ案件でございますので、この58日に比べますと恐らく数日は平均が延びるということになるかと思っておりますけれども、いずれにいたしましても平成16年度の77日に比べれば、かなりの減少になるだろうと思っております。ただ、中期計画以前の15%減というところまでは、まだまだ努力が必要でございますので、直接作成システムの定着化、それから、カードをつくるには時間が減少してくるということなんですけれども、各地の消費生活センターの中での内部決裁の問題で時間が掛かるとか、私どもの方に送るのに時間が掛かる。小さいセンターでございまして1か月に一度も送付しない、まとめて送るということをやっておりますので、そういうところで日数が掛かってしまうということもございまして、各地のセンターとの円滑な連携ということに努力をするということで、日数の短縮をやりたいと思っておりますのでございます。これが一番の私どもの大きな課題でございます。

それから、もう一つ内部管理の問題で、業績評価制度の導入ということを申し上げておりました。平成17年度、昨年度から試行的に業績評価をやるということでやってまいりまして、平成18年度からは本格的に導入するというので、まず管理職、それから、次に一般職員の給与に具体的に反映させていくということにしております。試行の過程でも幾つかの問題が出てきておまして、特に自己評価、それから、第1次評価者、第2次評価者と上司がやるわけでございますが、どうしても評価のばらつき、自己評価を大変高くする人もいれば、謙虚な人は低くするというので、その調整を上司も思い切ってやれるかどうかということ等々、見ておりますといろいろ問題もございまして、そういうところの調整をどうするかも含めて、平成18年度からは本格的に給与に反映させるということでやっていこうと思っております。それが平成17年度、平成18年度のあれでございますが、これから幾つか予定されておりますことで、2つほど追加をさせていただきたいと思っております。

1つは、高輪の事務所でございますけれども、耐震診断の結果、危ないということで耐震の補強工事をやるということで予算要求をしておりましたが、認められましたので、平成18年度から3か年計画で補強工事を実施するというので現在準備中でございます。階ごとに順次やっていくということになるかと思っておりますが、それが今年度から行われるということでございます。

それから、先ほど消費者調整課長さんからもちょっとお話がございましたが、平成18年度に財務省の主計局で、予算執行状況調査というのが国民生活センターに対して行われまして、詳しくは生活局の方から御説明があるかもしれませんが、3点ほど指摘をされております。1つは、先ほど申し上げたPIO-NETの情報提供システムの迅速化、コスト圧縮と

いうことをちゃんとやれということでございます。

2番目は、情報提供の手段として、テレビ、出版業務をやっているわけでございますけれども、これがもう一つうまくいっていないのではないかと。これについて、そういう情報提供媒体の見直しをやる必要があるのではないかとということ。

3番目でございますが、商品テストについては、テスト機器が陳腐化をするといいますか、維持更新にもお金が掛かるということもあって、商品テストの大幅な外部化等も含めて考えるべきではないかという3点が大きな指摘だったかと思えます。

私どもこれにつきましては、見解にかなりの違いがあるというところもございましてけれども、問題意識としては共有するところがかなりございますので、今までも検討してきたところもございまして。そういうことで、できるところからやっていくとともに、次期中期計画で考えなければならぬ課題にもなるかと思えますので、そういうことも含めて検討していきたいと思っております。

私からの冒頭の御説明は以上にさせていただきます、あと川本の方から詳細を御説明申し上げます。

○川本理事 それでは、私の方から資料3、資料4に基づきまして、まず実績報告を御説明させていただきます。ベースとしましては資料4の横長を中心に、あと適宜資料3、資料3の別冊資料を参考にさせていただいて説明させていただきたいと思えます。

1ページ目の「業務運営の効率化に関する目標達成するためとるべき措置」でございます。まず、業務運営の効率化に関しまして、まず、予算の執行関係でございますけれども、一般管理費における経費の効率的な執行状況というのがございます。これは、資料3、実績報告書の12ページをお開きいただきたいんですけども、ここに一般管理費のまず平成16年度と平成17年度の予算に関する表がございまして。平成17年度は一般管理費、特殊要因及び退職手当を除いて1.5%の減になっております。物件費が3.9%減、人件費が1.0%減ということですが、平成17年度の実績の方でございまして、平成16年度より削減された予算よりも更に効果的に執行いたしまして3.5%の減ということになりました。具体的には、資料4に書いてございますように、省エネを徹底したり、庁舎の管理の費用を見直したり、競争入札を強化してできるだけ少ない費用でやるとか、あるいは印刷物を廃止してホームページを活用するとか、入札自体もホームページに掲載してやるようにしております。

あと、人件費の方は、いろいろな形で定員管理等を行いつつ効果的な執行に努めているわけでございます。

全体として一般管理費として、先ほど申しましたように3.5%の減ということになっております。

それから、業務経費の方は同じく資料3の13ページに表をつけております。平成16年度予算と比べまして平成17年度予算、これは平成17年度にPIO-NETの関係で国のPIO-NETの補助金が国民生活センターの方に参ったということがございまして増えております。

けれども、この予算と決算を比較してみますと、2.7%の節約ということになっております。具体的には、こちらの横長にございますように、機器借料を機器の構成によって見直したり、それから、LANの専用回線の入札によって節約したり、それから、ホームページを活用する等によって節約しております。

次に、最適化計画を策定して実行していくということでございます。最適化計画につきましては、年央までにつくるということで策定委員会で検討しまして、平成17年10月に策定しております。具体的には、別添資料の27ページを見ていただきますと、そこに最適化計画そのものがついております。28ページは目次でございますけれども、ITを中心としたシステムの改善という観点が中心なんです、平成17年度の後半、平成18年度、平成19年度という2か半年の計画になっておりまして、PIO-NETのシステムの改善とかホームページの改善・活用とか、あと、内部的に電子決裁システムを構築しまして、その活用、それから、電子掲示板とか電子ライブラリの活用、情報セキュリティ対策ということで、とるべきことをまとめて計画という形にいたしました。そして、その計画をフォローするための委員会も設置しまして、フォローをするようにいたしております。

そのほか、私どもでは特別顧問会議というものを設けまして、外部の有識者7名の方に出席していただいて、いろいろな意見を聞いて業務の推進に反映しております。その議題等について14ページに掲げているとおりでございます。

次に、大きな2番目で、国民に対する情報提供サービスの観点でございますけれども、まず(1)として消費生活情報の収集、PIO-NETの関係でございます。まず、PIO-NETについては、次世代のシステムを検討するために最新の情報を集めるということがございまして、これは情報を収集して、特に日本の分野のリーディングカンパニー4社から詳細な技術情報を入手して、収集・整理したところでございます。これについても別添資料の38ページに目次だけでございますけれども、どういう収集をして何を整理したかということで、その報告の目次をつけさせていただいております。

次に、2ページにまいりまして、ホストシステムの見直しとも関連しますけれども、苦情相談件数が増えている中でどういうふうに対応していくかということでありますが、これはまず、どういう基準でPIO-NETの端末を設置していくかということの内閣府とともに検討しました。また、入力日数、登録日数の短縮のための方策を考えるために、各地の消費生活センターの実態調査を行っております。

次に、平成17年度から始まりました直接作成システムの整備状況でございます。端末直接作成システムは391か所にまず配備をいたしました。その機器と同時に、そのシステムを動かすソフトを配備しているわけでありまして、更に、地方のセンターの要望等を踏まえて、平成17年8月下旬から10月中旬に掛けて130か所に追加配備を行っております。

その配備した機器が有効に円滑に運営されますように、早期習熟のための方策を実施いたしました。インターネット上でそういういろいろな相談を受けるPIO-NETの消費生活相談フォーラムを設置するとともに、ヘルプデスクの運用、更にはインストラクターを各地

のセンター80か所、延べ88人を派遣いたしました。それから、カード研修等も行ったところでございます。

更に、入力項目を簡素化して入力しやすいようにということで、これは平成16年度から考えてきたわけですが、その改善項目を平成17年度からそれに即して行えるようにしております。そういうことのためにも運用担当者会議等も開いて、円滑な運用に努めております。

次に、消費生活相談データベースというのがございます。これは消費者一人一人、このPIO-NETのデータに関心ある人が、自分の欲しいと思うデータをホームページ上で検索していくというシステムでございますけれども、これはそういう最新のデータが入っていないと意味がありませんので、週に2回原則として更新していくということで、100回以上更新するということが目標になっております。平成17年度はホストコンピュータの機器の造設等がございまして、若干全体のシステムを休止した時期もありまして、この点は更新が99回ということで若干目標には及んでおりません。したがって、自己評価の方もこの点はBにしております。

次に、消費者トラブルメール箱というのがございます。これは、メール上で消費者の意見をいろいろ言ってもらおうということでありまして、始めたときには大体3,000件台でありまして、数値目標としては3,500件を上回るということになっているんですけども、年々増えてまいりまして、平成17年度は6,649件の情報が寄せられたところでございます。

次に、3ページにまいらせていただきまして、その集められた情報の対応・活用でございます。内容によりまして、追跡的な調査をして、あるいは事業者を確認したりいたしまして、事業者に対応を要請したりしているものもありますし、消費者自身にこういうふうにした方がいいということで情報を提供しております。具体的には、どういう形でそれを取りまとめているかということでございますけれども、年4回以上内容を公表するというので、四半期に一度まとめまして、それを公表しております。どういう内容かということが次のカラムに書いてございます。平成17年4月に公表した四半期報では直収型固定電話サービスに関するトラブル。直収型というのは、普通は電話を申し込むときには電話債権というか、まず初めにお金が必要わけですが、それを払わないで済むような形の固定電話が最近できていまして、それを強引に勧誘するということがかなりありました。その情報提供、それに対して事業者等にも連絡して改善を求めているところでございます。

それから、プリンタの複合機の不具合とか、平成17年7月では、デスクトップパソコンの液晶ディスプレイの横線の問題。どちらかという、インターネットで消費者トラブルメール箱というのは入ってきますので、IT絡みとかいろいろな最新の電子・電気機器等の苦情、不具合等についての苦情等も行っておりまして、そういうものに対して追跡調査をしているところでございます。

以下そこに書いてあるとおりでございまして、来た中でこれは傾聴に値するというか、調べる必要があるというものをフォローしているところでございます。

次に、(2)国民への情報提供ということで、①として報道機関等を通じた情報提供。これは年間20テーマ以上ということでございまして、平成17年度は合計23テーマについて情報提供いたしました。そのテーマでございますけれども、下に書いてございますように、1の命を落とすこともある子どもの誤飲事故の問題、それから、身近に起こるクレジットカードの問題、個人情報窓口開設1か月の状況等々でございます。これはもう少し後で見させていただきます。

次に、4ページは、その中でも関係機関に要望したのが4つばかりでございます。まず1番目のクレジットカードの問題でございますけれども、これも悪用されたりしないように、特にインターネット上や何かですと、確認ができないから番号だけだというのがありますから、そういう自己確認のシステムをもう少し考えてもらう必要があるんじゃないかとか、最近では売上げ伝票や何かでカードそのものの番号を全部載せない、半分だけやってあとはポツポツにするとか、いろいろな工夫がなされていますけれども、そういう悪用されないようないろいろな工夫が必要であるということで、関係の団体に要望をしております。

2番目の高齢者に多い個人年金保険の銀行窓口販売でございますが、特に高齢者の方は銀行の窓口というと元本保証の金融商品が売られていると思う人が多くて、最近では窓口でいろいろな種類の金融商品が売られていて、特に変動型の個人年金等も売られているわけでございますけれども、よくよく調べてみると、自分が考えていた元本保障型のものではないということで、後から解約したいということになって、いろいろトラブルになる。あるいは非常に窓口の説明がおざなりであって、あたかも元本が保障されるような形で勧誘しているとか、そういうことも行われていますので、その点について金融庁、業界に要望をしております。

それから、3番目の個人情報絡みなんですけれども、電話番号情報というのが非常に広く流布してございまして、本人が知らないうちに使われている。と申しますのは、電話番号を記載するのはOKした人が、今はその情報が何らかの形でCD-ROM等になって一般に売られたりしているケースがございます。そういうこともあり得るということを知らないで、電話番号を載せてもいいですよという人がいるわけで、そこにそごが生じている面もございまして、もう少しその使い道等がわかるような形で、しっかり全体の流れ等もわかるようにして本人の了解を求めた方がいいか、本人が載せたくない場合には載せないようにすると、その辺を徹底してほしいということで、この中心的な機関であるNTT西日本等に要望をしております。

それから、ここでは載せていないんですけれども、実績報告書の33ページなんですけど、国際ローミングサービスというのがございます。この情報提供の一つ一つをそれぞれに説明しているわけなんですけれども、33ページに「海外で利用できる携帯電話のトラブル」ということで、国際ローミングサービスというものがございます。国際ローミングサービスというのは、国際電話というのは日本の国内から海外に掛けるのが国際電話でございまして、国際ローミングというのは、海外で自分の携帯等から日本に掛ける、あるいはほかの国に

掛けるということをローミングサービスと言っていて、一般の人は海外で落としたりすると困るから、そういうサービスは要らない、あるいはこの携帯電話では外国に行ったら使えないようになっていきますからというような形で言われて、もう使えないんだなと思っているわけです。ただ、携帯で写真代わりにちょっと撮りたいなどと持っていく人がいるわけですが、それをなくしたりした場合に、その中のチップをちょっと変えたりすると使えるようになってきて、本人が知らないうちに思わぬ請求が来たり、そういういろいろな問題が起こっております。その点、情報提供がきちんとしていなくて、消費者と電話会社の間で相当の誤解があったりすることが起こっておりますので、そういう点を改めるべくきちんとした情報提供を要望しているわけであります。この国際ローミングサービスは非常に新しい事象でございました。これも情報提供し、なおかつ要望しております。この横長の表では4番目が割愛されておりますけれども、国際ローミングについても要望したところでございます。

これらは、メディアを通じてということで、できるだけわかりやすい形で説明し、毎月一度行っております記者説明会でも説明し、それが新聞記事あるいはテレビ等で報道されたところでございまして、別添の方に新聞記事をつけております。50 ページからでございます。ごらんいただきますと、まず、子どもの誤飲の問題で、これはたばこが非常に多いんですけれども、子どもが不注意でいろいろ窒息事故等を起こすということで、この辺の注意を呼び掛けているところでございます。

51 ページは、カード全体のトラブルが非常に増えているということで、その管理、本人・家族の管理、それから、カード会社の適切な対応。

52 ページは、個人情報保護法が去年4月1日から正式に全面施行されて、それに伴って国センも相談等を開始したわけでありまして、その1か月目の状況を整理したところが新聞記事になっております。

53 ページは、天下一家の会というのが、これは25年ぐらい前に起こったことなんですけれども、これがまだずっと破産した後の破産管財人がいて、その配当がわずかですが行われたんですけれども、これは昔の話なので、また昔のを種にして悪質な詐欺商法が起こったのかと勘違いして、地方のセンター等に大分問合せがあったんですが、これはそういうことが実際の正しいやり方で債権者に連絡があったということであります。

54 ページは、留学あっせんに伴う消費者被害を整理しましたので、その点が報道されております。

55 ページは、先ほど申し上げました銀行の窓口勧誘の問題。

56 ページ、昨年訪販リフォームが非常に大きな社会問題になったわけなんですけれども、その関係で情報提供しております。特に高齢者への次々販売、それから、判断不十分者への勧誘が極端に多くなってきているということがございます。

57 ページは、生命保険金の不払い、特に告知義務違反を理由にして生命保険会社の不払いが非常に多くなっておりますので、告知義務違反に関して消費者の理解、例えば、いわ

ゆるセールスレディというか、保険レディの方に幾ら口頭で言っても、それは告知したことにならない。それから、勧誘する人が、あたかも多少の病気は別に書かなくていいですよ、みたいな感じで、非常に安直に勧誘するときには言っていて、実際に何年か経って保険金を支払ってほしいという段になると、告知義務違反ということで払わないということが起こっていますので、その点の問題を分析して情報提供したわけでございます。

その他 58 ページは、平成 16 年度の消費者相談の実績がわかったときの新聞記事です。

59 ページは、訪販リフォーム。

60 ページは、個人情報保護で半年経っていろいろな問題が起こって、特に過剰保護の問題について整理しております。

61 ページ、アスベストの相談が増えているということで、アスベストも大きな社会問題になったところがございますけれども、その関係でございます。

62 ページはオンラインゲーム、これは若い人を中心に相当利用されているわけですが、この運営が非常にずさんだとかいろいろな問題があります。それを分析して整理しております。その関係の記事でございます。

63 ページは、毎年年末に重大項目ということで整理しておりますけれども、その関係の報道でございます。

64 ページは、自動車のスライディングドアに挟まれるということで大きな事故になっておりまして、この点の情報提供。

65 ページは、先ほど申し上げました国際ローミングについてでございます。

66 ページは、電話帳の名前がほかに利用されているというようなことで、平成 17 年度は 23 情報提供しましたけれども、そのほとんどが新聞あるいはテレビ等で報道されているところがございます、私どもの調べでは新聞に商品テストを除いて 163 回、テレビ等に 72 回報道されております。

次に、②の出版物、テレビ、ホームページでございます。ホームページのアクセス件数につきましては、やはり架空請求の関係が平成 17 年度は減少したということも、相談でもそうなのですが、ホームページのアクセスでもそれが相当影響していると思われまして、全体で 2 割強減少しております。平成 15 年度よりは件数は多くて、257 万件でございます。

ホームページにつきましては、内容等の充実を図っておりまして、それぞれのフィッシングの被害とか、ここにいろいろございますアイテムを加えたり、それから、ホームページのリニューアルを図って、更に見やすくわかりやすくしたものでございます。

携帯電話につきましても情報提供を広げておりまして、i モード以外に a u とか vodafone に対応した専用サイトを新設しております。

テレビ番組につきましては、年間 40 回の放映をいたしました。中期目標では、アンケート調査で 5 段階で 4 以上の満足度を得るということになっていまして、満足度調査では 4.4 の得点を得ております。こうしたアンケート調査の結果を踏まえて、番組の企画、番組構成に反映しているところでございます。

次に、5ページにまいります。平均出版物でございますけれども、『くらしの豆知識』もアンケートでは4.5ということで高い評価を得ております。アンケート調査を踏まえまして、司法制度とか医療、表示等についても加えております。

次に、月刊雑誌『国民生活』も満足度は4.2、意見の中で介護とかインターネット関係、環境問題等も取り上げたらということで、そういうテーマについても企画、特集等を取り上げております。

『たしかな目』はアンケート調査で4.4を得ております。内容的にも悪質商法とか暮らしの法律、知識、高齢化と福祉、金融商品の問題等、アンケート調査の意見を踏まえて掲載しております。

次に、6ページにまいります。苦情相談でございますけれども、まず、弁護士等の専門家の配置、専門家を活用して相談に当たるということでございまして、平成17年度は法律相談119日、建築関係、自動車関係、全部で155日ということで目標を達成しております。

どういうテーマでやったかということでありまして、これはあくまでも例示でございますけれども、悪質な浴室のリフォーム工事とか、メル友になってと近づいてきた業者に契約させられた宝飾品、クーリング・オフ通知で個人情報の提出を求められた問題、それから、保険募集時の適合性の遵守が不十分だった証券会社、それから、2か月以上経ってから契約解除を申し入れてきた中古車買取専門店の問題、これらにつきましては、報告書の44ページ、別添資料に載っているところでございますけれども、専門家の知識も活用しながら問題の解決に努力いたしました。

次に、②個人情報関係でございますが、個人情報はまず個人情報に関する苦情の収集・活用状況ですけれども、昨年4月1日から本格施行ということで、1つはデータベースをつくりまして、そこに全国の消費生活センターで受けた個人情報についてデータベース化するということで、平成17年度では1万1,565件のデータを収集しております。

それから、国民生活センター自身がやる相談でございますが、これは準備を平成16年度末からいたしまして、平成17年度初から行っておりまして、1年間で1,667件、月平均130～140件くらいの相談を受けております。これは専用回線をつくって専門相談員を置いて始めておりまして、この相談結果については1か月の概要、3か月の概要、それから、6か月目に少し幅広く分析いたしまして、いわゆる過剰反応の問題も含めて動向と問題点をまとめております。

そのほか、この相談からわかった先ほど申し上げました電話帳の問題とかを取りまとめていると同時に、各地の消費生活センターからのいろいろな問合せにも応じておりますし、国民生活審議会に個人情報保護部会というものがございます。そこでも国センにおける相談状況等の報告を求められ、意見を陳述しております。

また、ブロックごとに個人情報保護法の一般説明会、これは内閣府と一部国民生活センターと共催のところがありますけれども、そこで私どもの職員が説明したりしております。そのほか、研修部における研修においても、相談の現場の状況を報告して役立てておりま

す。

次に、一番下の苦情相談情報の事例の編さん状況でございますけれども、平成16年度は個人情報に関する相談マニュアルというものを作成したんですが、平成17年度は相談の事例を分析しまして、事例集を策定いたしました。これにつきましては、目次だけなんですけれども別添の103ページを見ていただきますと、どんなものをつくっているかというのがわかるんですが、資料23というのがございます。ここに目次だけですが、個人情報保護の全体的な総論といろいろな事例ということで、個別の事例を34ほど取り上げて考察しております。更にQ&Aというのを10問作成しまして、これは相談の現場で役立つようにということで、委員会をつくって編集して、各地のセンターにも配付いたしました。

次に、7ページでございます。地方センターの苦情相談処理への支援でございます。苦情相談処理の支援としては、経由相談の受付と対応というのがまずございます。平成17年度は4,179件経由相談を受けております。内容的には移送ということで、国民生活センターが受け取って完全に行うものが11件、あと助言が3,825件、共同処理が289件ということになっていまして、具体的にはどういうものを行ったかということで、移送としては悪質な浴室リフォーム工事とか、それは私どもがこれを受けて専門の建築家等も派遣して、もう一度状況を把握したりして問題の解決に当たっております。

それから、契約の1時間後に解約を申し出たのに返金されない幼児用英会話教室の問題。それから、共同処理としては、例えばどんなものということで報告書の53ページを見ていただきたいんですけども、53ページには未成年の友人のために契約した中古自動車の問題。これは、消費者金融まで行ってお金を借りさせて、そして、中古車を買うということですけども、それを解約したいということで問題が起こっているわけです。

事例4で、保険募集時の説明や適合性の不足があった証券会社の問題と、やや複雑なもので地方のセンターで解決しにくいということを共同で解決しております。

次に、2番目として地方との関係では、消費生活相談緊急情報、マル急情報と一般に言っているんですけども、これを毎月発行しています。内容的には毎月毎月勿論変わるわけですが、事業者名とか具体的に名前が入ってまして、これは一応内部の資料ということで、国センと消費生活センターの間で使われております。こういう形の資料でマル急と書いてあってマル秘になっているんですけども、それを毎月発行して配付しております。内容的には本文の方はやや月別に詳しく書いてありますが、ここにはございますように、申し込んだ覚えがない業者からの会員登録の通知とか、ワーキングホリデープログラムとか、こういう業者がいて、こんな形で勧誘して、こういうことでいろいろ問題が起こっていると。それから、過去に起こった問題がどうなっているか等のフォローの記事とか、関係の資料等もつけたり、いろいろな形で実践的に消費生活センターの現場で役に立つ情報ということで編集して発行しております。

それから、製品事故情報、これは製品事故の関係をとりまとめていまして、2か月に一回ということで、平成17年度も6回発行しております。

次に、8ページにまいりまして、全体としての中核機関としての運営状況ということですけれども、先ほど申し上げましたように、経由相談、マル急情報、製品関連情報、あと消費者契約法とかPL法等についての訴訟の状況を整理して編集してお配りしたり、そういうことで行っております。

それから、地方センターの活用状況、これはいろいろな形で反響が返ってくるわけですが、全般的に非常に有用であるというようなコメントを地方からいただいております。

それから、経由相談の比率でございますが、先ほど申し上げましたように平成17年度は経由相談が前年度より400件ほど増えまして、シェアでは50.4%ということで、計画の最終年度に50%以上になればいいんですけれども、たまたま平成17年度は50%をちょっとオーバーしております。

次に、④消費者苦情処理専門委員会でございます。高度の法律的な判断を要するものについて事例を検討して、その対処方針をまとめていただいて理事長に助言をいただくということでありまして、目標では4件以上の情報提供を行うということでございますけれども、平成17年度は中古車の売却の際のキャンセル料のトラブルとか美容・医療サービスの中途解約にかかわるトラブル、絵画のクレジット契約、出品・展示契約にかかわるトラブル、この3つについて小委員会を設けて検討し、助言をいただいたところでございます。

それから、親委員会というか苦情処理専門委員会そのものは2回開催させていただいて、これまでの小委員会の検討状況等の報告審議、それから、新しい委員長の選任等も行いまして、通常は1回のところを平成17年度は2回開催いたしました。

いずれにしても情報提供という観点からは、目標の4件以上に及ばない3件でしたので、自己評価はBとしております。

これらの助言がどのように活用されているかということでございまして、例えば、中古車の売却というのは、たしか中古車を買ったけれども数日後にキャンセルしたいと言ったら、100万円ぐらいの自動車だったんですけれども、10万円もキャンセル料を取られると、ちょっといかなものかということで消費者契約法等に照らしますと、数日後のキャンセルで平均的な損害が10万円もあるのかということで問題になって、いろいろ検討しました。この結論に即して、具体的な業者の方は今後もう少しキャンセル料を下げるということで、10万円じゃなくてもっと低い金額にいたしました。そういうことで、業者が定めた基準というのが法に照らして妥当性がないような場合、もっと低い金額でいいのではないかとかそういう形で、消費生活センターの現場でもこういう考え方で対応をとっております。

それから、2番の絵画のクレジットなんですけれども、これは絵画を買ってくればそれを預かって、いろいろなところに貸して、絵画の出品料を送りますから、初めに出したお金よりも非常に有利な資金の運用ができるということで、会社にとっては税金の関係から個人に持ってもらうと会社も有利になるんだというようなうまい説明口上でいろいろ買わされまして、ところが実際1～2か月は出品料は来るけれども、数か月後にはもう来な

くなってしまうということで、やや詐欺的な要素があると思います。クレジットを組ませていますから、この案件につきましても、クレジット会社というのはやはりそういう加盟店がそういういい加減な販売をやっているわけですから、おかしいのではないかということ強く言って、クレジット会社の方で残りの残金の請求をしないということで、国センのこの件は何とか解決しております。

ただ、同じようなものがありまして、それについては、ほかの地方の消費生活センターで同じような案件で必ずしもそのとおりになっていないくて、一部裁判になっているものもございまして。ただ、苦情処理専門委員会の考え方なども消費者の方は主張の根拠として活用しているようでありまして、私どもの苦情処理専門委員会の委員の方が、訴訟案件の弁護士になって取り組んでいただいているというものもございまして。

そういうことで、一つ一つの案件というのは考え方を取りまとめていただいて、ダイレクトに役立つ場合と、間接的ではありますが相談の現場で生かされている場合が少なくないわけでございます。

次に、9ページでございます。ADR機能ということで、平成17年度は消費者問題に係るADRの総合的窓口としての機能整備に着手ということで、その一貫として、ホームページ上にADRについての機関とか内容等を整理して掲載するというので、ADRコーナーを設けました。まだ、司法テラス等については内容的にも固まっていない面がありましたわけでありまして、更に今後いろいろな機関の内容等については充実していく予定です。

(4)関係機関への情報提供でございます。まず、地方への情報提供ということではPIO-NET通信ということで、毎月PIO-NETのいろいろな専門技術的な取扱い等についての情報を「PIO-NET通信」という形で出しております。内容的には毎月数項目ずつになる場合が多いんですけども、ここに書いてあるようなことを通信として出しております。

次に、一番下の欄のセキュリティを確保した常時接続への移行でございます。PIO-NETの回線というのは、従来は一般的な回線を使っておりましたけれども、もう少しセキュリティに配慮ということで、いろいろ工夫しまして、新しい仕様で行えるように入札をして、平成17年度末から移行しております。

次に、10ページでございます。電子配信を進めるということで、PIO-NET通信については平成17年9月初旬から電子配信をしております。マル急情報については、年度末から始めております。

次に、②行政機関等との情報交流でございますけれども、まず行政機関からの情報提供依頼の対応でございます。平成17年度国会が54件、経産省378件、内閣府100件、その他102件、合計634件の提供をいたしております。経産省については特定商取引法違反関係が多いのでございまして、PIO-NETで提供したもので少なくとも行政処分の15件は直接役に立っているものと思われまして。

そのほか、情報提供という意味では政府、審議会、政党からのいろいろな法令の改正を

はじめ、消費者問題に関する会議に出席したりして、それに対応しているところまでございまして、これも報告書の64ページに具体的な名前を書いているところまでございます。

次に、法令に基づく情報提供でございますけれども、これは裁判所、警察、弁護士会からの法令に基づくものでございます。平成17年度は314件ございました。これも傾向的には年々増えております。弁護士会が一番多くて206件、これは2年前の約倍になっております。

次に、③消費者団体等との情報交換でございます。まず、消費者フォーラムというのを毎年12月に開いております、これへの参加割合というのは645名ということで、想定参加者数の99.2%に及んでおります。7つの分科会を設けて54のグループが活動報告をしております、それに基づいて意見交換等を行っております。そこにはございますように、第1分科会「くらしと食を考える」から、第7分科会「安全・安心なくらしを考える」まででございます。そして、参加者の満足度は4.6でございまして、77%の人がまた参加したいと言っております。

それから、消費者フォーラム以外でございますけれども、まず、関係団体との意見交換でございます。消費者団体とは平成17年9月に行っております。そのほか、JARO＝日本広告審査機構、損保協会、訪販協会、生保協会、日本通信販売協会と意見交換を行っております。

11ページは、その内容の項目を掲げておりますけれども、それぞれの段階あるいは国センの関係する部分を中心でございますが、例えば、JAROですと表示の問題、損保協会ですと今いろいろな問題が起こっていますし、最近は耐震偽装などの問題でマンションや何かに保険を掛けた方がいいのかどうかというような問題、そういうものについても意見交換をしていますし、訪販協会は特にいろいろな問題が起こっていることもありまして、自主行動基準の改定の問題とか不招請勧誘とかそういうことについても意見交換をしていますし、生保協会は先ほど申し上げましたような告知義務違反の問題などがございまして、意見交換と同時に強く要望もいたしたところでございます。

次に、情報交流プラザの活用ということで、これも毎月サロンを開催し、あと、昼間の時間はオープンにして、関係の団体に大いに活用していただくようにしています。

次に、(5)研修でございます。研修は全体として目標のコース数を達成しているわけでございますけれども、まず、地方公共団体の職員研修、これは4コース行うということで行っております。参加割合も4コース平均で129.25ということで定員をオーバーしているところでございます。内容は下に書いてあるとおりでございます。

次に、12ページにまいります。消費生活相談員を対象にする研修を31コース行う、これはちょうど31コースになっております。参加割合は平均しまして122.5%ということでございます。内容的には、①の消費生活相談員養成講座は1期と2期に分けて、相談員としてふさわしい知識をかなり具体的な形で講義形式あるいはグループ討論形式で行っております。

そのほか、専門・事例講座、これは時々の重要テーマを決めて、そこにございますように、リフォームの問題とか割賦販売法とかインターネット等々について行っております。

13 ページでございます。今の相談員のアンケート調査は 4.8 ということで、これも高い満足度をいただいております。

次に、生活大学移動セミナー、地方都市で行う 10 コースを予定したセミナーですけれども、10 コース行っておりまして、参加率も 105.2%ということになっております。研修の内容は下の欄に書いてあるとおりでございます。

次に、14 ページで参加者の意見、満足度。満足度が 4.7 で、いろいろな意見が寄せられておりますが、誰でもわかるような話し方の方がよかったというような意見も一部にありまして、やはりどうしても専門的な話に入らざるを得ませんから、少し難しいなどという意見も一部はあります。

次に、企業の消費者対応部門の職員の研修ですけれども、これも 4 コース行っております。参加平均も 112.3%になっていまして、その時々で重要な、必要なテーマを選んでやっているところでございます。

15 ページは、消費者活動リーダーを対象にした研修。これは 1 コース行いましたけれども、去年はたしか割と評価が低かった面がございまして、それは参加率が低かったことによります。だから、それを踏まえて改善し、特に食品の問題についてのリスクコミュニケーションを中心に行いました。満足度が 4.7 で、受講者からは非常に勉強になったというようなコメントが寄せられております。

それから、地元の相模原市と共同で公開講座を行うことになっていまして、これは平成 17 年 5 月に 3 日間コースで行いました。参加率が 127.5%ということで、満足度も 4.8 になっております。

次に、一番最後の欄で、教育関係を対象にした研修でございますけれども、これは日本消費者教育学会との共催が 1 つ、それから、消費者教育支援センターに支援をいただいたものが 1 つ、2 コース行っております。参加率は 135%と 83.3%でございます。平均しますと 112.9%。

16 ページでございますけれども、テーマは 1 つは、社会人 1 年生のためのファイナンシャル・プランニング、それから、教員を対象とした消費者教育の方は、学校における消費者教育・法教育の意義等をテーマに講義、演習、グループ討論等を行っております。満足度としては 4.6、4.9 となっております。全体としては、役に立ったというコメントをいただいております。

次に、②消費生活専門相談員資格の認定でございます。これはまず、試験を全国 15 か所で行うということで、平成 17 年度はここにございますように、認定試験を全国 21 か所で行っております。地方都市での開催率も 52%となっております、目標を満たしております。

それから、参加人員もホームページがそのまま受検の申込書になっていて、ダウンロー

ドして、すぐ申し込めるような形にしました。そういうこともあったのでしょうか、受検申込者が 890 人と大幅に増えております。

次に、(6)商品テストの方にまいります。商品テストはまず、テスト技術の向上と研鑽、テスト期間の短縮というのが目標になっておりまして、いろいろな形でテスト技術の向上に努めていろいろな研修に参加しております。テスト期間は、平成 16 年度は 85 日だったんですけれども、80 日と 5 日間短縮しております。

次に、原因究明テストでございます。年度で 45 件以上行うということで、ちょうど 45 件になっておりまして、ここにございます表のとおり、おろししょうがの入った瓶が開口時に破損し切傷したその原因、それから、45 番の浴室の換気扇ダクトに生じた黄色い粉の危険性という 45 件行いました。

下の方の企画ブロック会議及び技術評価研究会の実施状況でございますけれども、企画ブロック会議というのを開いて、全国の地方の消費生活センターでテストを行っている職員の方々といろいろな交流を行っているわけでございます。技術評価研究会は、平成 17 年度はクリーニング事故の原因究明に関するテスト技術及び評価方法ということをテーマに行いました。

18 ページにまいりまして、技術相談というものも行っていますけれども、技術相談の内容、その効果ということで、無洗米のとぎ汁の濁度の測定法とか、これは現場でどういうふうにテストを行うかということで、いろいろな相談があります。それに対して的確に対応しているところでございます。

次に、②問題提起型テスト、もう少し分析して構造的な問題とか、掘り下げて分析してテストを行って問題を提起していくという問題提起型テストが 12 件、月平均 1 件以上やるということで平成 17 年度も 12 件行いました。ここにありますように、電動アシスト自転車から水洗トイレの芳香剤によって排水口が塞がれる事故の問題、12 件を行っております。そのテストの概要をまとめ、また必要に応じて要望等を関係団体、行政機関に出しております。個々の内容につきましては、97 ページの実績報告書に詳しく示しております。特に、どういう団体にどういう要望をして、どういう効果があったかというのを一つ一つ示しているところでございます。例えば、98 ページの②虫除け剤ですと、ディートという忌避剤が一般に使われているんですけれども、幼児が使った場合に非常に体に悪影響があるんじゃないかということで、国際的にもそういう問題が提起されておりますので、使用上の注意をもっと充実するとか、乳幼児には使用しないようにするとか、そういうことが必要だということで関係機関にも要望しております。

その他、例えば 100 ページの⑩に自動車のドアに挟む事故というのがございます。スライディングドアの事故というのは非常に大きな事故になりますので、この点のいろいろな表示とかも含めて、改善点を関係機関に要望しております。その他一つ一つテストして問題がクリアになったところで、その改善を要望しているところでございます。

それから、マスコミ等にも情報提供を心掛けておりまして、これは別添の 68 ページを見

ていただきたいんですけども、先ほど契約勧誘関係で見いただきましたが、その続きになるんですけども、68 ページに虫除け剤というのがございますが、これも頻繁な使用に注意ということが出ております。

69 ページでは健康食品、特にキダチアロエをテストして、これも薬品以上に有効成分が含まれていて、そういうことの表示とか消費者への情報提供がしっかりしていないというようなこともございます。

70 ページは、同じく健康食品でセンナ茶の問題。減肥とあって、これも非常に成分が強かったりして、消費者の健康危害が逆に出ていることがございます。

71 ページは、自転車の無灯火走行のテスト、自転車のライトがどういうライトだったらどういうふうに点滅が伝わるのかとか、いろいろなテストをしまして、その結果を基に見ています。

72 ページが食洗機の問題、73 ページは、毛染めの中で酢酸鉛を含むものがありまして、これが非常に問題を起こしております。

それから、ペットボトルを入れて加湿器にするという非常に簡便で安価な加湿器なんですけれども、これが倒れたりして健康被害が起こっている問題。

75 ページは子どもの誤飲、76 ページは自動車のスライドドアの事故の問題、77 ページカラーコンタクトということで、テスト結果もこういう形で一般に広く報道されております。

次に、それぞれ媒体を通じて、あるいは国民生活センターの『たしかな目』とか『国民生活』等にも掲載しております。

それから、専門的な分析評価委員会がございまして、これは27回開いて、テスト結果についてアドバイスをいただいたり、あるいはテストをする前のテストデザインの段階でも助言をいただいて、そういう助言を十分反映するようにいたしております。実績報告書では103 ページから個別具体的に、どういう助言をいただいて、どういうふうに活用したかということが書かれております。

(7) 調査研究でございます。調査研究は平成17年度3本行いました。有料老人ホームの消費者問題とか食品関連、多重債務でございます。それも外部の専門家の評価をいただくということで、外部の専門家の評価委員会を3月に開きまして、目的の妥当性とか調査内容、研究成果を評価していただいて、これは4点法なんですけれども、3.9という極めて高い評価をいただいております。詳しい評価の内容等は別添に書かれていますとおりでございます。これも新聞報道等多数あるいは政策提言をそれぞれしていますので、関係の行政機関等にもその提言が活かされているところでございます。

次に、3の予算でございますけれども、これは先ほど一般管理費と事業費に分けて御説明いたしましたが、全般的に予算と決算で収入の方は4,800万円少なかったということで、これは印刷関係の収入、出版関係の収入が5,300万円ほど減収。ただ、研修・宿泊関係は600万円ほど増えていまして、両方合わせて4,800万円の減ということでございます。支出の方はいろいろな形で効率的な縮減に努めまして、計画額と決算額では3億2,300万円の

差が出たところでございます。

20 ページ以下、財務諸表の説明のときに触れられると思いますから割愛させていただきます。

21 ページの後半の方でございますけれども、7の(2)人事に関する計画につきましては、まず、業務の効率化によって常勤職員の増加抑制に努めるということでございまして、まず、その前提といたしまして職員の資質の向上に努めました。そして、職員を各種の講習会に参加させるなど、スキルの研鑽を図っております。

目標に管理に基づく業績手当制度については、平成 16 年度に検討し、平成 17 年度から予定どおり実施いたしました。

②人員に係る指標としては、期末の常勤職員の状況でございますけれども、年度末が 115 名となっております。ただ、まだ平成 17 年度までは定年月退職でありましたので、年度末にいたということで換算しますと 118 名でございます。そして、平成 18 年度からは年度末の定年制度に移行するよう規程を改めました。

それから、(3)中期目標の債務状況、これは地方の P I O を国センが一元的に所有して、それを貸し出すという形、リースという形になりましたので、債務負担が生じております。

大分長くなって恐縮ですけれども、以上で資料 4 の説明は終わります。

あと、資料 2 の説明をしてくださいということなので、簡単にいたしますと「平成 16 年度業務実績に対する指摘事項への対応状況」でございます。

1 の最適化計画については、年央につくりまして、それを推進してまいります。

2、ホストコンピュータシステムの構築、次世代につきましては、平成 18 年度にシステム刷新の可能性調査の予算もつきまして、これを行いつつ次世代の P I O - N E T システムの構想を取りまとめることにしております。

3、満足度のアンケート調査の回収率の向上に努めておりまして、平成 17 年度は平成 16 年度よりそれぞれ回収率が増大しております。

4 の相談員等の資質の向上でございます。私どもの相談員、いろいろな形で研修に参加するとともに、高度の専門家に来ていただいて行っている相談の場合には、できるだけ相談員も同席して資質の向上を図っているところでございます。

5、苦情処理専門委員会に関しましては、機動的に行っていくということで、平成 17 年度は 3 件にとどまりましたけれども、前年度は 2 件でありました。いろいろな形で工夫していきます。

6 番目が A D R 関係の総合窓口、これはホームページに A D R コーナーをつくりました。

7、くらしの情報交友プラザにつきましても、サロンを開催するなどを通じて輪を広げていっております。

8 番目の消費者教育でございますが、消費者教育支援センターと連携して講座を設けたり、あるいは消費者教育学会と連携して開催しております。

9、研修については、想定参加者数を下回る研修があるという問題ですけれども、平成

16 年度特に半分ぐらいしか満たない講座が1つだけあったんですが、そういうことのないように、ニーズに即したテーマ選定等も更に工夫しまして行っていきます。

10、資格試験の方は、地方での開催あるいは受験生を増やすということなんですけれども、ホームページの工夫等において平成17年度は増えました。今後も受験希望者数ができるだけ増えていくように努力したいと思います。

11、任期付き職員の採用でございますけれども、これは平成16年度は1人採用しました。平成17年度の採用はございませんが、平成18年度は採用すべく準備をしているところでございまして、学卒の新人をとるだけではなくて、いろいろな形で工夫してまいります。

12は組織の見直し。これは平成16年4月に大幅な組織の改革を行いました。今後も必要に応じて見直して対応してまいります。

13番目の職員の資質の向上、これで研修等具体的には経理・監査関係の研修とか、食品の栄養表示と健康表示の見直しに参加させたり、それぞれの職員を業務と関係があつて資質の向上に役立つものについて、できる限り参加してもらおうようにしておりますし、今後もそうするつもりであります。

14、P I O等に寄せられた情報の積極的活用ですけれども、その相談情報等を問題意識を持って分析しまして、消費者への情報提供、事業者、関係行政機関等への要望をできるだけ行ってまいります。平成17年度は件数だけで見ますと23件ということで、20件をオーバーしているところでございます。

15番目の中核的な機関としての役割、それから、情報交流ですけれども、これも経由相談とかマル急情報とか、先ほど申し上げましたように、いろいろな形で支援・連携を行っていますし、関係団体とも意見交換等を緊密に行っております。

16の組織再編は先ほどと同じです。

あとは、18の業績手当の導入も行って、職員の意識改革が推進されるように努めていきます。

19、役職員の給与制度、これはホームページに載せるなど透明性に努めております。

お時間の関係で資料4が中心になりましたけれども、実績報告書ではこの横長に書かれていること以外でも、平成17年度に行ったことについて適宜触れさせていただいております。昨年と同様、役員が何を中心にやっているかのということが指摘されたわけですが、それにつきましては9ページに、平成17年度に理事長、理事、監事の業務運営状況について、その重要点を整理して掲げております。

以上でございます。

○山本分科会長 大変膨大な内容について手際よく御説明いただきまして、どうもありがとうございました。また資料として詳しい報告書等をまとめていただきまして、大変御苦労だったと思いますけれども、併せてお礼を申し上げたいと思います。

それでは、ただいまの説明につきまして、委員の皆さんから御質問等がありましたら、御発言をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○大森委員 財務省の予算執行調査がちょうど平成17年度についてやっています、私どもの今回の評価項目とも関係していることについて財務省が評価をしているんですけれども、これはどういうやり方でやっているんですか。向こうから誰かが来るんですか。

○勝見消費者調整課長 本年度4月から5月に掛けて、基本的に財務省の私ども内閣府の予算担当の主査が国民生活センターにも出向きましたし、例えば、PIO-NETの関連でありますと、東京都の消費生活センター、それから、仙台市、山形県、地方の消費生活センターにも実際に財務省の予算担当者が出掛けて調査をしております。

それから、実際のヒアリングあるいは調査の前に、かなり膨大な関係資料の提出を求められておまして、財務省からの指示に従って当方で作成した資料を提出しております。それを見た上でのヒアリングあるいは実際の視察等を含めての財務省としての見解が、後ほど少し説明させていただきますが、本年度の予算執行調査結果としてまとめられております。

○大森委員 そうすると、これは改善・検討の方向が指摘されているんだけど、これについてセンターの方はどうしたかと報告することになるんですか。

○勝見消費者調整課長 基本的には、平成18年度の予算執行調査において財務省が指摘した部分については、平成19年度の予算要求に反映されたいというのが財務省の考えです。

○山本分科会長 ちょっと議事の整理をさせていただきたいんですが、今、御指摘の点につきましては、国民生活センターからの御説明の冒頭、糠谷理事長からも言及がありましたし、平成17年度の私どもの評価と関係しますけれども、一応議事の整理としては、本日は資料9というものを御用意いただいております、議題3のところ資料も含めて取り上げる予定にはしておりますけれども、もし委員の方の御要望があれば資料9に行ってくださいということが考えられますが、一応平成17年度の評価と分けて整理しているということが本日の議事進行の計画にはなっております。

○大森委員 わかっているんですけれども、これは初めてなんですよね、内閣府の系統のもので初めて予算執行。同じ年度について、内容と観点がもしかすると違うかもしれませんが、だから、財務省もこうやって評価をやっていることも知りながら言っているわけですから、初めてなのでこれは今、分科会長がおっしゃったように、これはこれ、そちらはそちらと、知らないというか直接関係ないと過ごしていいのか、これは今後のことに関係するので。

○山本分科会長 直接関係ないと申し上げているわけではなくて、今後の計画への反映とかそういうことが問題になってくると思うんですね。例えば、商品テストについてかなり踏み込んだ指摘があるわけなんですけれども、それを私どもがどう受け止めて、当分科会あるいは評価委員会としてどういう意見を私どもが述べていくかということは当然、今後の議論の対象になってくると思いますけれども、平成17年度の評価ということとは一応分けて。

○大森委員 これは平成17年度を評価している。つまり、この情報がなければ、我々はこれだけをやるんですけど、これが出てしまっているの、同じような項目について同

じような評価になるのか知らないんですけれども。つまり、全く対象と年度が同じものだから、しかも読んでしまったので、我々が評価するときに忘れましていうなら、それはそういうやり方をとると。担当の方はそういうふうになるだろうかと思うんです。初めてなので、どうすればいいかとちょっと悩んでいるんですけれども。

○**勝見消費者調整課長** 先ほど、基本的には財務省の予算執行調査の結果については、翌年度の予算要求に反映させてほしいというのが財務省の意向なんです、私どもが調査結果を受け取る際に、私どもからも財務省にこういう答え方をしております独立行政法人の場合は約5か年の中期計画が既にあるので、それにのっとって業務を行っておりますので、今回指摘の部分については、必ずしも来年度の予算要求だけで対応できるものばかりではございませんので、私どもとしては内閣府の独立行政法人評価委員会の意見も踏まえて、勿論、来年度の予算に反映させ得るところについては反映させるべきだと思うんですけれども、基本的には次期中期計画を、これは主として当分科会では来年度に議論をいただくことになると思いますが、次期中期目標、中期計画を作成する際に併せて御議論をいただくのかなと思っております。勿論、今回の分科会で御議論いただくことは、その方が適切だと思いますし、また、私どもとしては、年末に予算執行調査の指摘事項に対してどう対応したかという報告を財務省に出す必要がございます。その報告の中にも、本分科会での審議の様様、それから、評価の結果等併せて報告したいと思っております。

○**山本分科会長** よろしゅうございましょうか。もしあれでしたら、資料9についても御説明いただきましょうか。その話題がもう既に出ておりますので、もし、平成17年度の実績評価についても関連が全くないわけではないということであれば。委員の御要望があれば、そういうふうにいたしますけれども。

○**大森委員** しつこいようで恐縮ですけれども、センターの方の自己評価は、これを受けて、なおかつよく検討した上で、今回のこの自己評価が出てきているかどうかをお聞きしておけばいいんですか。

○**川本理事** 財務省の執行調査、私どもとしては平成17年度の実績と関係する部分もありますし、そうじゃなくて、もう少し次期中期をにらんでいっている面もあるのかなと。それから、財務省ですから、どうしても予算額が大きいものを中心にいろいろ見ているとか、それから、かつて補正予算でいろいろつくった施設等があるんですけれども、そういう予算との関係を念頭にして議論がされている部分もあるのかなと。平成17年度の自己評価については、勿論、執行調査も私どもいただいたものを見ておりますけれども、それらも参考にはしておりますが、自己評価としては中期目標を軸にいたしまして、中期計画を評価軸にしてどうかというのを最大のよりどころにして評価しております。勿論、執行調査については、うなずけるところと必ずしもどうかなというところも一部にはあります。

○**大森委員** わかりました。

○**山本分科会長** それでは、議事進行につきましては当初の順番で、また後に議題3のところ資料9について御説明を伺って、更に御議論していただきたいと思っておりますけれども、

ただいまの国民生活センターの回答にもございましたように、一応平成 17 年度の業務実績報告の評価については、基本的には中期計画、中期目標を前提として行った業務について評価するという考え方で国民生活センターとしては対応しておられるということですので、それを踏まえた上で更に御質問・御意見をちょうだいできればと思います。いかがでしょうか。

○大森委員 上から順序立てていいでしょうか。資料 4 が一応わかりやすいですので。最適化計画の内容を伺うと、今回は平成 17 年度ですからこれでいいと思うんですけども、内容的に言うとこれは要らないですね。本体こそが以下の PIO-NET 等で、ここはセンターとしては IT というか、その充実を図って処理する以外にないので、考えてみるとこれはむだですね。これはやめましょうよ。これは意見ですので、今年はこれでちゃんとなっていますので、内容的には以下で全部説明されているので、なぜこんなものがあるのかなと思いついて伺いましたので。ただ、国の方でこれはみんなやれと言っているから書いているので、こういうむだなことをやらせるべきじゃないかと、しみじみ思いました。これは意見ですので。

PIO-NET のところは一応それぞれについてやっていますので、ここについては特に意見はありません。

4 ページですけども、そんなにたくさんなくて、出版物、ホームページのアクセス状況の評価のことなんですけど、資料の 36 ページを見ますと、一応皆さん方の自己評価の表記というのは、架空請求問題の沈静化が影響しているのではないかと見ているんですけども、月別に見ていくと必ずしもそう言えずに、平成 17 年度はどうして減ったかというのはこれだけでは説明しにくいのではないかと。左の方の計画は、アクセス件数の増加を図ると書いてあるものだから、これとの関係で言うと平成 15 年と比較すれば多いかもしれませんが、ちょっとこの説明だけでは、この件数減というのがなかなか納得しにくいという印象なんですけども、まずこれについてどんなふうにお考えでしょうか。

○山本分科会長 それでは、センターの方からどなたか適宜お答えいただけますか。

○田中理事 私の方から。今、大森先生がおっしゃったように、いみじくもちょっと触れられたんですが、これは事実的になぜかというのが実に難しく推測の域を出ないのですが、私の方も担当の職員たちに、いつも何でこんな上下があるのかというのを聞くんですけども、推測の域を出ませんが、大きなプロバイダーのヤフーとかニフティ、特にヤフーの方なんですけど、そういうところでセンターのことが時々取り上げられることによる影響というのがものすごく多いらしいということが 1 つ推測されます。

それから、あくまでもこの計上しています数字は、トップページのアクセス数なんですけど、今検索エンジンが物すごくいろいろなところで普及しておりますので、トップページを経ないで直接各ファイルといいますか、各項目別の具体的なページへ飛んでしまうケースがありますと、なかなかトップページの方に反映されてこないということで、IT のさまざまな運用の仕方が一般社会の中に広く浸透すればするほど、逆にトップページから丁

寧に入ってこようという、正面玄関から「こんにちは」という方がなかなか増えないというようにも考えられるということしか今のところ申し上げられませんが、はっきりしたなぜというのがつかめないのが残念ながら現状です。

○大森委員 次に、5ページですけれども、定期出版物等以下について、全体とするとそれぞれについては満足度も高くして全体としてはちゃんとできたと言うんですけれども、19ページの決算のところを見ると、図書・雑誌出版収入が減ったと書いてあって、片一方では、個別に見ていくとそれぞれの項目についてちゃんとやっけていいんですけども、それでどうしてこうやって減るのだろうか。もしかしたら、この出版物みたいなもののニーズというか需要がなくなっている。個別に見ると評価が高いんですけども、全体トータルを見ると、これ自身の意義というか有効性というのが全体として減ってきているようにも、両者を比較するとそう見えるんですけれども、この辺のところはどんなふうか今のところお考えになっていますか。

○田中理事 これも私の担当でございますのでお答えいたしますが、これも大森先生がおっしゃったニュアンスどおりに私どもも感じておりまして、個別に見ると、こんないい本はない、すばらしい本だというお褒めは確かにいただいておりますが、では、定期的を買っていただけているかどうかといいますと、一口に何でもかんでもバブルのせいにしてしまうわけではありませんが、バブル崩壊辺りを契機に減少し始めているということで、特に定期購読者の減少が一番収入の減につながっているのではなからうかと。『たしかな目』という雑誌の内容・カテゴリーが、いろいろな専門雑誌がいっぱい出ていますので、競合することは確かなんですけれども、ちょっとびっくりしたのは、『国民生活』という半ば専門的な雑誌、数年間本当に3,000部以内を切ったことはないんですけれども、ほとんど全国の消費生活専門相談員の方々に買ってもらっている、これが昨年末辺りからやはり定期購読の方が減りまして、毎月2,000部台になっている。これもまた可能な限りどういう方が購読をやめたのか調べるようにいつも言っておりますが、これまたあなたがやめたかというのはなかなか追及しにくいんですが、『たしかな目』の定期購読に関して言いますと、どうやら生活協同組合の方々の方からの定期購読減少がかなり響いているという感じが、勿論これは断定ではありませんけれども、最近の動きとしてつかめる。とって個々にお聞きしたり、アンケートの数も増やしておりますけれども、個々にお聞きすると、中身もしっかりしているし、こんないい本はないんだというようなことをお伺いするんですが、では、一般的になると、毎月読んでいただけるかとなると、なかなかそこまでいかない。

ただ、そんな中で、定期購読の方が毎月毎月『たしかな目』を必要とされないのであれば、単発的に月決めじゃなくて、時々でもいいからお買い上げいただく方法を開拓しようじゃないかということで、昨年辺りから特に今年度、本格的にインターネットでも即購入できるように、普通の言葉で言いますと単発売りについても結構力を入れ始めまして、一部売りが今までの倍以上になっております。ということをお考えますと、中身はいいんだと

というのが、そういう一部売りの倍増につながっているのかなと、ちょっと手前味噌になりますけれども考えておりますが、この金額に換算して売上げ減というのはいかんともしがたくて、当然ながらこの先将来どうするんだということにつながるような考え方を真剣に検討しております。

○大森委員 もう一つあるんですけれども、続けていいでしょうか。7ページの消費生活相談緊急情報ですけれども、これは数量的判断になっていまして、12回以上がAということになっていまして、50ページを見ますと12回目は総索引1回となっていて、細かい点ですけれども、この解釈なんです、全体すると総索引も緊急情報の情報なんですけれども、それ以前のものとは性格が違って、ここは数で勝負しているものだから、これは11回だとも言えるんじゃないかと。細かいことなんですけれども、聞いていてそれに気がついたんですが、どうでしょう。

○川本理事 確かに一番最後の内容的に変わっていて、報告書の50ページにも、PLの最近の判例の一覧も載せていますし、単なる索引じゃなくて情報的な価値も11月までのに比べれば率直に申し上げて落ちると思いますが、1つにカウントしていいんじゃないかということで、従来からこういう形でずっと来ていますので、中期目標、中期計画とは以前からずっと月に一度発行するという形で、12月も何か勿論緊急に必要なあれば入れ込むわけですが……。

○大森委員 今までも12回目というのは、こういうやり方でしたか。

○島野審議役 ずっと相談部長をやっていましたが、こういうふうにやっていました。それで、各地の相談員が問題の事業者はどこかパッと見たいとか、また資料室に戻っていてバックナンバーを取り出してきて、どこかと探すよりも、こういうサービス別だとどういう業者がいたとか、どういう業者だとこんなことがあったというので、そういうものをつくってもらえないかと、むしろそういう話もあって、1回はそれにしましょうということからずっとつくっていたんです。

○大森委員 しかし、細かく言うと13回目ですよ。実情はわかりました。

最後ですけれども、もう一つありまして、ここはどういうふうに考えればいいのかということも関係するんですが、後の方でいろいろ研修の項目で、想定参加者数というのを想定しておいて、実績との対比でどのくらいになったかということですから、想定参加者というのを想定する場合の根拠、これをうんと控えめにやれば上がるんですよ。だから、この比率は全部想定参加者比率になっていて、この想定参加者が適切であるかどうかというのはどうやって判断できるかと。数年間にわたって大体こういうふうに想定してやってみて、場合によったらそれも満たなかったということもあるので、大体妥当な想定数じゃないかとお考えになっているのだと思うんですけれども、我々はこの想定参加者数というものの根拠がよくわからなくて、今回は全部上がっているんですよ。こういうのは大体疑うんですよ。想定参加者数が低くなっているから上がっているんだと疑われるので、これはどういうふうに考えればいいのかと思って気がついたんですけれども、どうでしょう

ね。

○**藤村理事** 非常に難しい御質問ですが、私ども研修部といたしましては、過去長年の経験がございますので、その講座ごとの過去の実績というものをベースにしながら、研修効果だとか、もう一つは地方自治体との共催だとか、先方さんの要請に基づいてやる講座も多いものですから、そういうところと相談しながら、また、会場の広さの問題もあるわけですし、そういういろいろな要素を加味しながら、過去の実績をベースにして、これぐらいの人数が妥当ではないかという判断をしているということでございます。

○**大森委員** 外で知る場合には、会場設営とか近在のいろいろ実情などがあるから一概に言えないと思うんですけども、これを私どもが評価するとき、数字で言えばそのとおりになっているのみんな頑張ったと理解できなくはないんですけども、ここは例えばこういうことだと、どこかで1つぐらい説明してくださいませんか。従来ではこうなので、参加者は大体こういうふうに見積もって見ましたというので、何か1つぐらい手掛かりが欲しいなと思って聞いていたんです。これは相当の項目になっているものですから、このままでいけば私どもとしては、この自己評価以外の評価がしにくくなっていて、ちょっと聞いていてこれは困ったなと思ったんですけども、何かこんなふうになっていますということ、もうちょっと具体的に説明していただけるといいかなと思ったんです。今日じゃなくてもいいです、次回に事務局を通じてこんなふうにやっていますという情報を入れていただければいいと思います。

私は以上です。

○**山本分科会長** その想定参加者数の根拠みたいなものは報告書には書かれていないわけですね。そこまでは我々が見てもわからないと。

○**藤村理事** だから、研修講座を企画する段階で何人というのは、先ほど私が申し上げましたように、いろいろな経験に基づいてその数字を書いて募集するわけですよ。けれども、今の議論というのは基本的に参加者数を想定した根拠、どういう要素を積み上げてそういう定員に妥当性があるというふうにやったのかということまで掘り下げないと答えは出ないので、そこは簡単に……。

○**大森委員** 余り厳格じゃなくていいですけども。例えば、一番わかりやすいようなケースでいいですから、まず御担当がおいでになるから多分経験もおありになるし、過去大体こういうふうにやってみて見込んだんですけども、こういう条件があったために減ったとか、そうすると余り高い数値はできないというか、経験に即してこういうことだということがあればいいと思うんです。これはそんな根拠り葉掘りやっても無理ですよ、説明は難しいと思うんですけども、もうちょっと何か欲しいなと思ったんです。その程度のことです。

○**山本分科会長** では、その点、補足説明の必要がありましたら、よろしく願いいたします。

ほかに資料4及び資料3等について、御質問とか御意見はございましょうか。

○**長岡委員** 1点よろしいですか。1ページの最初の1番で、業務経費については毎年度前年度比1%の経費の効率化を図るという中期計画がございますけれども、これに対して実績の方では予算額に対して2.7%削減されているということなんですが、実績の方で前年に対して1%経費が削減されているというような内容がございますが、ただ、今年度に関してはPIO-NETの新たな運営管理費の増加で、恐らくその分は増えていると思うんですけども、単純に前年比とすると、当年度の方が恐らくPIO-NETの分だけは増加しているのかなと思うんですが、そのような表現はこの実績のところには反映されていないのでしょうか。

○**山本分科会長** その点はいかがですか。

○**井上経理管理部長** 中期計画自体が、そもそもが平成14年度予算に対しまして最終の平成19年度まで業務経費ですと毎年1%、一般管理費ですと13%削減するというような計画になってございます。したがって、予算セット自体が業務経費で、例えば平成17年度で申し上げますと、既定分につきましては平成16年度予算額に対しまして1%効率化を図った予算でセットされます。それにPIO-NETの関係費が上乗せになった形で予算がセットされますので、上乗せになりましたPIO-NETの特殊要因分は除いた改定経費が1%削減していればよいという考え方でこの表をつくってございます。

○**川本理事** 今の御質問は、多分1%がどういう形で具体的に反映されているのかということにも御関心があるのではないかと思いますけれども、全体的に効率化することの中で、その1%というのはどこをどうしろというのではなくて、全体的に効率化をするということで、言わばその1%の中身というのは任されているわけでありまして、ですから、なかなか一つ一つについてこの部分が1%だというのは言いにくいのでございますけれども、PIOの問題は平成17年度国から、それは別として国センの新たな仕事ということで来ていますので、勿論その部分についても具体的な執行では効率化に努めているわけです。ですから、私どもとしては全体として予算との比較で見て、効率化状況が大局的にわかるのではないかとということで、こういう記述にさせていただいているわけであります。

○**糠谷理事長** だから、ちゃんと歳出のところで既定経費は1%減らして、新しいものが加わりましたという表をつくってお出しすればいいんですよ。それが入っていないからこうなっているの、どこを減らしたかというのはこっちがやることで、それを一つ一つ取り上げて、これが積み上げて1%でしたなんていうのはできっこないんだから、歳出が既定経費で1%減っているというところがわかれば、多分、長岡委員の御質問は解消される。

○**長岡委員** 今の説明で大変わかりましたので。

○**糠谷理事長** だから、その表をつくって差し上げればいいじゃない。今度というか、そんなのすぐできるでしょう。

○**川本理事** それは予算のときに……。

○**糠谷理事長** だから、その説明はもういいよ、それでわかったんだから。

○**川本理事** お渡しします。

○**長岡委員** わかりました。

○**山本分科会長** それでは、もしそういう表がないようでしたら、また追加で次回ぐらいまでにおつくりいただけますか。よろしくお願いします。

ほかに御質問・御意見ございませんでしょうか。特にございませんようでしたら、本日受けました御説明、それから、資料がございますので、それを踏まえて先ほど申しましたように評価項目の記入、それから、評価理由につきましても記入していただいて、本日記入が済めば本日も結構ですし、また持ち帰っていただいて後日事務局にお届けいただくというような形でも結構ですので、各委員の評価を御提出いただきたいと思います。また今後、更に御質問等が生じました際には、事務局の方にお寄せいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日はかなり長丁場でございますので、ここで10分ほど休憩させていただきます、3時45分をめでに再開したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(休 憩)

○**山本分科会長** それでは、皆様適宜休憩をおとりいただいたと思いますので、再開したいと思います。

続きまして、平成17年度の財務諸表につきまして御審議をいただきたいと思います。まず、御説明をお願いいたします。なお、確認でございますが、独立行政法人通則法第38条第3項に基づきまして、財務諸表を主務大臣が承認するに際しては、あらかじめ評価委員会の意見を聞かなければならないとされておりまして、それに基づいて御審議をお願いするものでございます。

それでは、国民生活センターの方から御説明をお願いします。

○**川本理事** それでは、説明させていただきます。資料5をお開きください。目次がございます。1番目の貸借対照表から5番目の行政サービス実施コスト計算書まで、それと、7番目の附属明細書が財務諸表として法令上義務付けられております。6の重要な会計方針は、独立行政法人会計基準で注記を義務付けられております。これに先ほど説明いたしました事業実績報告書と資料の最後につけております決算報告書、財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を添付して、主務大臣であります内閣総理大臣に承認申請することになっております。また、主務大臣は財務諸表を承認しようとするときは、評価委員会の意見を聞かなければならないとされておりまして、

資料の順に従い説明させていただきます。

1ページの貸借対照表ですが、資産の部としまして、流動資産と固定資産がございますが、流動資産としましては現金及び預金から、その他の未収入金までの合計が8億5,600万円余となっております。このうち有価証券で6,000万円ありますが、これは今年9月に

償還される国債1口分ですが、本来でありますとⅡの3、投資その他の資産の投資有価証券のところに入るべきものですが、1年未満の債券は流動資産に計上することとされております。

また、売掛金は『たしかな目』や『くらしの豆知識』などの出版物の販売代金の未収分です。このうち貸倒引当金として13万7,000円を計上しておりますが、これは売掛金に対する過去3年平均の貸倒れ率を乗じて算出したもので、会計基準により売掛金のマイナスとして計上しているものです。

次に、固定資産ですが、有形固定資産は品川、相模原の事務所やテスト施設などの土地・建物などの資産です。平成16年度末計上額に平成17年度中に新たに取得したものを加え、更に減価償却分を差し引いた残存価格を計上しております。有形固定資産合計で84億6,000万円余となります。

2の無形固定資産は、電話加入権でございます。

3の投資その他の資産の投資有価証券は、国債9口と地方公債1口です。長期前払費用は火災保険料の平成19年度分について計上しております。

以上、固定資産合計で86億5,400万円余となりまして、流動資産と固定資産を合わせた資産合計が95億1,000万円余となります。

次に、負債の部ですが、Ⅰの流動負債は8億6,300万円余ですが、このうち運営費交付金債務が4億9,900万円余となっておりますが、これについては恐れ入りますが11ページをお開きください。上の方の表でございます。運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細をごらんいただきたいと思っております。まず、平成15年度交付分については平成17年度に収益した額はございませんで、期末残高が4,300万円余となっております。

次に、平成16年度交付金につきましては、5,100万円の収益と200万円の資産見返運営費交付金がありますが、これは平成16年度の契約済繰越分の費用価格と固定資産取得分で、期首残高からこれらの金額を差し引いた9,700万円余が期末残高となります。

一方、平成17年度交付金につきましては、運営費交付金の交付額32億3,400万円余から、平成17年度に収益した27億9,000万円余と資産見返運営費交付金8,500万円余を差し引いた3億5,800万円余が交付金債務残高となっております。

このうち平成17年度契約済繰越8,500万円、東京事務所の空調費の更新経費を平成18年度から実施する耐震改修工事との調整を図る必要が生じたため繰り越したものが1億3,200万円ございます。退職金が少なかったこと等による人件費の繰越しが1億3,700万円となっております。業務の未達成による繰越しではありません。したがって、平成15年度から平成17年度の合計額4億9,900万円余が運営費交付金債務残高となります。

1ページに戻っていただきたいと思っております。次に、Ⅱの固定負債ですが、資産見返運営費交付金、長期リース債務の合計で3億1,000万円余です。流動負債と固定負債を合わせた負債合計で11億7,300万円余となります。

次に、資本の部ですが、Ⅰの資本金は政府出資金ですが、特殊法人から独立行政法人移

行時に政府から出資があったもので、91億6,600万円余です。

Ⅱの資本剰余金は、特殊法人から継承した資産の減価償却分と除却分を会計基準により資本剰余金のマイナスという形で計上しておりまして、△8億2,300万円余となっております。

Ⅲの繰越欠損金ですが、これは貸倒引当金繰入額及びリース資産についての減価償却費とリース債務の差額分で、前期繰越損失43万7,000円に当期損失532万円を加え、575万7,000円余となります。

以上、資本合計で83億3,700万円余となり、負債資本合計で95億1,000万円余となります。

なお、注記がございますけれども、退職手当の当期見積額は14億1,500万円余とありますが、これは当センターの退職一時金はすべて運営費交付金で賄うこととしているため、退職給付引当金は計上しておりません。この場合、退職給付引当金の見積額を貸借対照表に注記することが会計基準で定められているため注記しております。

続きまして、3ページの損益計算書を御説明いたします。これは平成17年4月1日から平成18年3月31日までの発生ベースに基づく支出すなわち費用と、収入すなわち収益でございますが、経常費用としましては、業務経費と一般管理費に分けております。また、人件費についても職員を事業部門と管理部門に分けて、それぞれ業務経費と一般管理費に計上しております。

業務経費は、減価償却費と貸倒引当金繰入を含めまして、24億8,700万円余。一般管理費は減価償却を含めまして5億6,800万円余となり、財務費用すなわちリース資産の利息相当分を合わせた経常費用合計が30億6,800万円余となります。

4ページの経常収益ですが、運営費交付金収益が28億4,200万円余となっておりますが、これは平成17年度に交付された運営費交付金のうち、経常費用に当てるために収益化した額です。これと経常収益から雑役までを加えた経常収益合計が30億6,200万円余となりまして、経常費用と経常収入との差が経常損失となりまして532万円余となります。これは貸倒引当金繰入額とリース資産の減価償却費とリース債務との差分となります。

次に、5ページのキャッシュ・フロー計算書ですが、これは現金ベースすなわち期間中の現金預金の動きを計上したものです。

Ⅰの業務活動によるキャッシュ・フローは、原材料、商品またはサービスの購入による支出からその他の業務支出までが現金の出となり、△表示となっております。運営費交付金収入からその他の収入までが現金の要入りで、利息の受け払いを加減した平成17年度における業務活動によるキャッシュ・フローは、プラス4億5,400万円余の現金預金の増加となります。

Ⅱの投資活動によるキャッシュ・フローですが、有価証券の償却・取得及び定期預金の払戻し・預け入れに現金預金の増減と、有形固定資産の取得による減分のトータルで3,200万円の支出超となります。

Ⅲの財務活動によるキャッシュ・フローですが、これはリース債務の返済に伴う現金の減になります。

この結果、平成17年度の資金増加額が3億5,800万円余となりまして、期末残高は7億2,700万円余となります。

なお、注記にあります現金及び預金勘定の7億3,400万円は、1ページの貸借対照表の一番上に現金及び預金がありますけれども、その額でありまして、これは定期預金を除いたものがキャッシュ・フロー計算書の期末残高となります。

次に、6ページの損失の処理に関する書類ですが、これは期末未処理損失金を次期繰越欠損金として処理することを示しております。

次に、7ページの行政サービス実施コスト計算書ですが、これは国民負担に資するコストの総額を明示するという目的で作成するものです。Ⅰの業務費用につきましては、損益計算書で開示していますが、費用総額から自己収入分を控除しまして28億6,300万円余となります。

Ⅱの損益外減価償却相当額の2億9,400万円余は、承継資産の減価償却除却相当分で、これは政府出資金の目減り分ですので、国民負担の増加ととらえられます。

Ⅲの引当外退職給付増加見積額の1,600万円余は、年度末に全職員が退職したとした場合の総支給額の期首から期末までの増加額です。これは当センターは退職給付引当金を計上しておりませんので、行政サービス実施コスト計算書に退職給付引当金に係る毎事業年度の増加額を表示することが会計基準で義務付けられておりますものです。

Ⅳの機会費用ですが、政府出資金91億6,600万円については無利子ですが、これが有利子であれば国の収入となるもので、これも行政コストとして計上するものです。注記2にありますように、10年国債の年度末時点の金利1.770%で計算しております。

Ⅰの業務費用にⅡの損益外減価償却相当額からⅣの機会費用までを加えた当センターの行政サービス実施コストは、33億2,300万円余となります。

8ページは重要な会計方針ですが、会計基準で会計処理の原則及び手続等の必要な会計情報を注記しなければならないとされております。

1の運営費交付金収益の計上基準で、費用進行基準としておりますが、会計基準では成果進行基準、期間進行基準、費用進行基準の3基準がありますが、当センターの場合には業務の達成度と交付金の対応関係が示せないことから、費用進行基準を採用しております。

下から2つ目の重要な債務負担行為の額が8,500万円余とありますが、これは平成17年度に契約し、支出が翌年度にまたがるいわゆる契約済繰越金で、設備の改修費などでございます。

次に、9～14ページは附属明細書です。先ほど貸借対照表で説明しました資産等の明細となりますので、説明は省略させていただきます。

次につけております決算報告書ですが、これは収入と支出の予算と決算を比較したものです。収入では運営費交付金では予算どおり全額受け入れております。事業収入等は先ほ

ど事業実績のところでも申しましたけれども、図書・雑誌出版収入、研修・宿泊収入などですが、予算に対しまして 4,700 万円ほど減となっております。これは、図書・雑誌出版収入が定期購読者の減少等により 5,300 万円の減となる一方、研修・宿泊収入が 600 万円の増となったことによります。収入合計は 34 億 4,000 万円余で、4,700 万円の減となっております。

次に、支出ですが、業務経費いわゆる事業部門の経費は 16 億 1,700 万円余で、予算に対し 6,600 万円ほど下回っております。このうち 6,000 万円ほどが平成 17 年度から平成 18 年度への契約済繰越で PIO-NET の接続機器整備費等となっております。

一般管理費は 2 億 3,600 万円余で、1 億 5,000 万円ほど予算に対して下回っております。これは東京事務所空調機更新に掛かる経費 1 億 3,200 万円を平成 18 年度から実施いたしす東京事務所耐震改修工事との調整を図る必要が生じたため、平成 18 年度に繰り越すこと等によるものです。

人件費は 12 億 7,800 万円余で、退職者が予定より少なかった等により 1 億 3,700 万円ほど予算を下回っております。

支出合計は 31 億 3,200 万円余で、予算に対し 3 億 5,400 万円ほど下回っております。

最後のページでございます。監事の意見書が添付されております。監査の結果、上記の各財務諸表は会計帳簿に基づいて作成され、法令及び独立行政法人会計基準及び同注解に準拠し、独立行政法人国民生活センターの財政状況、運営状況、キャッシュ・フロー並びに行政サービスの実施の状況及び予算の執行状況を適正に表示しているものと認めるとの意見書をいただいております。

以上で、財務諸表関係の御説明を終わらせていただきます。

○山本分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に関しまして、御質問等がありましたら御発言をよろしくお願いいたします。

○大森委員 1 点だけ。去年聞いた覚えがあつて忘れてしまったんですけども、7 ページに引当外退職給付増加見積額と注記がございますでしょう。その中に、国からの出向職員に係るものが入っているんだと、これは何でしたか。センターに国の方から誰かが出向して来ているんですね。その人がセンターで退職するということですか。これは何のことですか。国から来た人が定年で、センターで退職していく人のことですか。

○藤村理事 国家公務員だった方が辞めて、国民生活センターの職員になるというケースはございます。だけれども、それはあくまでも国民生活センターの職員としての退職金支給規程に基づいて払われるのであって、私は会計のことはよくわからないんですが、出向で来ている場合は別です……。

○井上経理管理部長 これは行政コストでございますので。

○川本理事 ですから、出向で来ている者がおりまして、出向の職員というのは戻っていくわけですけども、その期間というのは退職金の期間として算定されているわけであり

まして、最終的には戻って国の職員として退職金が支払われるわけですが、国民生活センターにいた期間というものも退職金が国として計算されているわけですから、行政コストとして入るといって、その分も入っているわけでございます。

○大森委員 平たく言うと、この間センターの方で貯金していることになるんですか。これは全体のことに関係なくて、私の個人的な関心かもしれませんが。

○井上経理管理部長 貯金しているわけではありませんが、出向職員が復帰後、実際に辞めた場合には国としてその人に国民生活センター勤務期間分を含め、退職金を払うことになるわけですが、その額は国民生活センターに出向してきているわけですから、国から見ると、その分コストが掛かっていますよということなんですが、ちょっとわかりづらいでしょうか。

○大森委員 これは単なる会計上の操作なんですか。そう考えればいいんですか。

○井上経理管理部長 そうです。要するに、国民から見た場合に、どれだけ国民生活センターとしてコストを掛けていくかという仮定の計算書でございますので。

逆に言いますと、貸借対照表の注意書きには入っておりません。こちらは実績ベースというか、まさしくセンターの職員が辞めた場合という形です。

○大森委員 出向しているんだから、身分は国家公務員でしょう。

○井上経理管理部長 公務員ですが、センターの職員として働いているわけですね。

○大森委員 そうすると、身分はその間はセンターの身分に変わるんですか。非公務員になるんですか。

○川本理事 身分は国家公務員ではありません。

○大森委員 国家公務員ではなくなるんですか。

○川本理事 ええ、そうです。

○大森委員 そうすると、例えば国の人が都道府県に行くじゃないですか。あのときは身分切り替えで地方公務員に変わるじゃないですか。

○井上経理管理部長 ここは、あくまでも行政コストを出すための基準上でそういうふうにするという決まりごとといいますか、そういう意味では、実際とちょっと違う仮定の計算という形になります。

○大森委員 会計上の操作なんですか、よくわからないけれども。

○川本理事 会計上の操作というのではなくて、とにかく職員が実際にはその分積んでいくということはないんですけれども、現に職員として働いているわけですから、辞めたときには退職金を支払わなければいけないと。出向者の場合も。出向というのは身分的には独立行政法人の職員、一回公務員を辞めて来るということで、また戻るときには独立行政法人を辞めて公務員になるわけで、それは出向も民間も含めて今いろいろな交流のルールがありますから、それにのっとってやっているわけですが、それでも。

○大森委員 では、給料はセンターからもらうんでしょう、その間。

○川本理事 給料は勿論そうです。

○大森委員 センターの中に入るんですね。

○川本理事 そうです。実際は退職金は通算規程がありますから、出向の場合には辞めるときに退職金を払うということはありませんけれども、現実にはその退職金というのは国としてはその期間も見ているということで、行政コストとしてカウントするということです。

○大森委員 では、出向の職員がセンターで退職するということはないんですか。

○川本理事 形式的には退職願を出し、退職するんですけども、退職金は出ません。

○大森委員 それは国の方で。

○川本理事 そうですね。国がまた公務員としてずっと継続するんですが、最後に……。

○大森委員 計算して出すんですか。わかりました。

○勝見消費者調整課長 今日の参考資料1でもお配りしているんですけども、総務省の政策評価独立行政法人評価委員会からの意見として、財務内容を評価する際に類似業務ごとの財務情報の提出を受けて、独立行政法人からの説明を受けて評価を行ってください、単に財務諸表のデータだけではなくてというのがありまして、長岡委員とも事前に相談させていただいたんですが、通常の財務諸表のデータ以外にどういったものが必要でしょうかということで、ちょっと御相談させていただいて、新たに財務諸表の資料の中にはなくて、本日の資料3の別添資料の一番最後に、業務別決算額という表を新たに、従来はこれを出していなかったんですけども、国民生活センターにつくってもらいまして、これがある程度、長岡委員が財務諸表をチェックする上でも参考になるということでしたので、これを新たに今回つくってもらいました。それで、もしこの表について何か補足説明があれば、国民生活センターの方からお願いできればと思います。

○川本理事 今、課長からありましたのは、別添資料の一番最後の134ページについている表のことだと思います。決算額を少し分けてみたらどういうことになるのかということで、業務別に整理いたしました。平成16年度の決算と平成17年度の決算を対比するような形になっておりまして、それぞれの業務の内容を反映しているところでございます。

例えば、相談調査業務でいたしますと、5,374万円が6,700万円、少し増えていますけれども、これは個人情報関係の相談が入ってきたということも新たに行わなければならないということでもありますし、情報分析部は4億3,500万円から10億5,800万円、これは国からのPIO-NET関係の移換ということで、その経費が増大して支出したということを表しております。

そういうことで、もう少し詳しく見られるようにということで、今回この業務別の決算書を整理して添付させていただきました。

○山本分科会長 それでは、この資料も含めて、更に何か御質問等がありましたらお出しいただきたいと思います。特によろしゅうございましょうか。

それでは、今後何か御質問等が新たに生じましたら、これも事務局の方へお寄せいただければと思います。

なお、主務大臣が財務諸表を承認するに際しまして、評価委員会の意見を求められております。当分科会といたしましては、この関係の御専門でおられます長岡委員に御検討をお願いしまして、次回分科会において検討結果の報告をしていただきまして、その後評価委員会としての意見をまとめたいと思います。昨年度もたしかそのようなやり方をとったかと思いますが、長岡委員、お引き受けいただけますでしょうか。

○**長岡委員** 承知いたしました。

○**山本分科会長** ありがとうございます。それでは、そのような手順で更に評価の作業を進めたいと思います。

続きまして、議題3のその他に移ります。資料7の役員給与規程改正につきまして、事務局と国民生活センターより御説明をお願いします。

○**勝見消費者調整課長** それでは、資料7につきまして若干説明させていただきます。

独立行政法人通則法第53条で役員に対する報酬等の支給規程を変更した際には、評価委員会に通知することとされておりますので、実は本年3月末に国民生活センターから私どもの方に役員給与規程改正の届出がありました。これは承認事項ではなくて届出事項であります。ですから、その中身の当否については独法評価委員会で評価していただくこととあります。ということで、本日の資料7として、役員給与規程の改正について若干の資料を配らせていただきました。

資料7の1枚目は、改正理由の概要でございます。2枚目以降、改正部分をわかりやすく示しました新旧の対照表でございます。最後の1枚に、実は役員給与にも業績評価を導入するというので、やり方として本独法評価委員会における評価を利用するということとあります。そのやり方が1枚紙としてついております。中身については、国民生活センターの方から御説明いただきたいと思っております。

○**藤村理事** それでは、私の方から資料7に基づいて御説明をいたします。

若干の経緯を申し上げますと、平成17年4月1日でございますけれども、職員につきましては業績手当という制度を導入いたしまして、勤務成績を反映した給与というものが導入されております。その段階で役員についても同様の手当を導入して、業績を反映した給与体系をつくらうというようなことで、いろいろ議論をしまいたんですが、役員については月例の給与でやるよりは、年間1回の臨時給与でやる方がいいのではないかなという意見もございました。そういうことも踏まえまして、賞与、当センターでは特別手当でございますけれども、そこで勤務成績を反映させるような抜本的な改正をやってはどうかと。このことにつきましては、内閣府と十分協議をしまりました。それで、自主的に今年の4月から新たな制度として業績給を導入したという経緯がございます。

具体的には、現在賞与が3.35月出ておるわけでございますけれども、その部分について分割をして、この評価委員会の業務の実績に基づいて評価を受けたものを反映させるような仕組みにしていきたいと思いますというのが1点です。細かい内容につきましては、規程の方で説明をいたします。

それから、もう一つは、その導入と同時に、職員と同じような考え方で相模原と東京という2か所しか事務所がないものですから、役員についても特別調整手当をベースにして、職責手当というような形で役員間の給与の格差をなくしてやっていこうという考え方を導入すると。

それから、3点目には、この平成18年4月から国家公務員の給与構造改革というのが行われまして、国家公務員の指定職は平均6.7%の削減というようなことになりましたので、国民生活センターの役員につきましても、7%の俸給の引下げをやるという改定をいたしました。

この3点につきまして、次に、独立行政法人国民生活センター役員給与規程新旧対照表というものがございますから、この中でポイントだけを簡潔に説明させていただきます。

まず、2条で給与の種類でございますけれども、今まで俸給、特別調整手当、それから、通勤手当及び特別手当となっていたものを、俸給、職責手当、通勤手当、特別手当及び業績給というような種類に改正をいたしました。

それから、俸給につきましては、今申し上げましたとおり第3条で、理事長、理事、つまり常勤役員について7%以上の削減をした数字になっております。

それから、5条で職責手当というものをつくりまして、この職責手当につきましては、従来の特別調整手当をベースにして、その財源を使って新設するというようなことでございますので、東京・港区の調整手当が13%、相模原が4%というようなことでございますので、その平均値を使って8.5%の支給率にしたということでございます。

次に、3ページをごらんいただきまして、9条として特別手当というのがございます。この特別手当につきましては、役員の場合、年間3.35月の特別手当を従来払っていたわけですが、それを分割いたしまして、今までと同様に夏6月30日、冬12月10日、この2回については各1か月分払おうと。だから、6月は従来の計算方式で1か月分の特別手当を支払います。それから、12月も同様に1か月分の特別手当を払いましょうと。さっきの3.35月とこの1か月・1か月合わせて2か月の差の1.35月分を財源といたしまして、次の4ページにあります業績給というものに改正を致しました。

その業績給につきましては、俸給をベースにいたしまして、さっきの財源を再計算いたしますと2か月というような月数になりますので、その2か月分を一応業績給としながら、具体的な業績の反映方法については、この9条の2の4項に書いておりますように、5段階の評価にいたしましょうと。ベストがAA評価で100分の150、A評価の場合が100分の125、B評価の場合が100分の100、C評価の場合が100分の75、D評価は評価に値しないからゼロだという形の制度といたしました。

実質的には、この業績給というのは前年度の評価、つまり今回のケースであれば平成17年度の業績を評価して平成18年度9月の段階で支払おうという考え方でございますので、1年遅れでその結果を反映した給与につながっていくという仕組みでございます。

実質的に150だとか125だとか100というのをどういうふうに算定するのかというのが、

ここにございます常勤役員の業績給の支給基準についてという細則がございまして、これは一応この評価委員会の評価でAAからA、B、C、Dまで点数に置き換えて、その合計がどのゾーンに入るかという形の中で評価結果が決まってくることとなります。それを先ほどの9条の2の4項に当てはめて、その役員の業績給が決定されてくると。

ただし、それを自動的にスパッとやるのではなくて、最終的には経営責任者である理事長がその役員の業務に対する功績・貢献度というものを勘案しながら最終決定をするという形で評価をして業績給を決めていきたいと思いますというのが、この内容でございます。

以上です。

○山本分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、御質問等がありましたらよろしくお願ひします。

○大森委員 私どもは何をすることになるんですか。

○山本分科会長 今日は私どもはどの辺まで、先ほどこちらで評価するというあれがありました、どの辺まで審議をすればよろしいですか。次回にもう一回。

○勝見消費者調整課長 そうですね。今日はお示したばかりです。

○山本分科会長 質問等を出していただいて、更に説明をいただいて。

○大森委員 この3ページの「独立行政法人評価委員会の実施する業績評価の結果により」と、これをもうちょっと説明してください。

○藤村理事 この制度は独立行政法人国民生活センターをこの内閣府の評価委員会が現在評価をなさっておりますが、その評価結果をそのまま役員の評価につなげようというシステムです。だから、AだとかBだとか全部出てきますので、それをさっき申し上げました形で数値化して、それが普通であれば100分の100ですが、よければ100分の125だとか、100分の150だとか、悪ければ100分の75というふうに変動させようというのがこのシステムです。

○山本分科会長 私も質問があるんですが、普通はA評価になりますね、普通がBということよりは普通はA評価になると思うんですよ、今までの実績ですと。今年の先ほどの表でも恐らくそうなるであろうと。それは他の独立行政法人も含めてそうなると思いますが、それを当てはめた場合に、この計算方式でざっくりばらんな話、今より増えることになるのかならないのか、この御説明を伺っても全然わかりやすすくないんですが、その辺いかがでしょうか。

○藤村理事 基本的なこの設計図は、平均がB評価、100分の100でございすけれども、その部分で従来の財源とほぼ同じぐらいか、若干下回る程度ですが、そういう設計になっています。だから、全員がA評価だという形になれば、財源は若干増えるという可能性はございす。

○山本分科会長 わかりました。

○大森委員 そうすると、今日私どもはこの項目ごとに評価するじゃないですか。それ以

外に、項目の中で特定の項目を抜き出すと特定の担当理事さんがわかることになるんですか。そういう話じゃないんでしょう。全体ですか。

○藤村理事 そうじゃなくて、私の考え方ですが、要するに独立行政法人の役員とか職員の給与の基準というものについては、基本的に国民生活センターが改正をして監督官庁にお届けすると。監督官庁は、それを評価委員会の先生方に回付していただいて、勿論回付するということは説明するんですが、その内容について問題があれば御意見をいただくという形になるわけです。だから、私どもは、もう4月1日から施行しているわけですから、基本的には回付されてこの内容については御了解いただいているということで、私は今回ご報告をさせていただいたということです。

○山本分科会長 そういうことだそうでございます。先ほどちょっと評価ということがありましたので、それが審議事項になっているかとちょっと誤解しましたが。

○勝見消費者調整課長 今日見ていただきました資料4の項目別評価表のところ、この次にラスパイレス指数についても御説明させていただきますけれども、役員及び職員の給与水準についてぴったり当てはまる項目はないんですが、次回8月の分科会で審議していただきます総合評価表のところでは、昨年も審議していただきましたけれども、給与水準が業務実績に見合ったものかどうか、これは審議していただくことになると思います。その中での評価ということになるかと思いますが。

○川本理事 今、藤村理事からも申し上げたんですけれども、私どもとしてはこれについては3月末に届け出まして、法律に独立行政法人通則法というのがございまして、役員の報酬につきましては届け出ることになっております。そして、私どもは主務大臣に届け出たわけです。主務大臣は届出があったときには、その届出に係る俸給等の支給の基準を評価委員会に提出するものとする。評価委員会は通知を受けたときは、その通知に係る支給基準等が社会一般の情勢に適応したものであるかどうかについて、主務大臣に対し意見を申し入れることができるということになっていまして、もう3月末に届け出たわけで、何ゆえに今、大分時間が経っていて若干どうなっているのかなという感じを持っていたんですけれども、いずれにしても評価委員会はこの法文によりますと、意見を申し出ることができるという規定になっていまして、届け出た後速やかに通知が行われるのが法令の趣旨だと理解しています。

○山本分科会長 その辺り若干そごがありますけれども、何か事務局の方から更に御発言はございますか。私どもに与えられた任務は果たすつもりですが、そごがありますと委員としてもなかなか仕事がしにくい部分がございますので、よろしく願います。

○勝見消費者調整課長 今、川本理事からお話があったようなことについては、我々にもそういう届出はいただいておりますけれども、現実問題として昨年も審議していただきましたとおり、役員及び職員の給与水準についても分科会の場で評価していただくことになっております。それから、通知ということであるんですが、個々に届出のあった事項について、郵送等で各委員などに通知すること自体はできるんですけれども、実際それを評

価していただくに当たって、やはり分科会の場で併せて評価していただくことが事務局としては適当と考えまして、この考え方について念のために総務省の方にも確認いたしましたけれども、そういう考え方でこの分科会の場で評価してもらうことについて差し支えないという見解もいただいております。

○大森委員 この3ページの2の下の方でアンダーラインが引いてありますでしょう。これをさっき聞いたんですけれども、私どもは何をやることになるんですかと。一応先ほどの川本理事のお話だと、基準を示して、こういう考え方ですと。要するに、今までの御説明があったのが一種の基準になるじゃないですか。新しいシステムで。そこまでは理解できるんですが、3ページのここは何か個別にやるようにも見えるんですよね。これはどういう意味ですか。それを聞いたんですけれども、私どもは何をやらなければいけないことになる規程ですかと。

○山本分科会長 3ページの左側が現行です。それを右側に改めるということで、もう既に実施しておられると。そして、通知もされておられると。

○大森委員 では、我々はやることはないじゃないですか。

○山本分科会長 ただし、その理解として、私ども分科会が意見を言ったのか、言わなかったのか、メールか何かでいただいたということだったのか、あるいは分科会でこういう資料が出てきて、そのときに何か審議をしたことがあったのかどうか、その辺が余り記憶が定かではないんですが。

○勝見消費者調整課長 事実関係として、今回の役員の給与規程の改正について、国民生活センターからは国民生活局あてにちょうど3月末に届出がなされましたけれども、それ以降現在まで、事実関係として私ども事務局から各委員の先生方に本件について通知をしたことはございません。ただ、それは先ほども申しあげましたけれども、基本的にこの独法の評価委員会は事後評価でございますので、この役員給与の改定についてもちょうど7月に分科会がございますので、この場で概要を報告して、全体として総合評価表のところにそういった評価項目がございますので、その一部として評価をいただければいいかなと考えております。ですから、私どもとしては、今日お配りした規程の個々の細目について各委員の御意見を承るというよりは、ただ、細目でどうしてもここはおかしいというものがあれば、それは御指摘いただきますけれども、全体として評価をいただければと考えております。

○山本分科会長 それは私どもの職責で項目表に載っていますから、その枠内で何か意見を言うということはセンターとしてもよろしいわけですね。それはいかんとはおっしゃらないと思いますので。そういう整理でとりあえずよろしゅうございませうか。何か私どものマנדートについて、何か御意見があれば更に承りたいと思いますが。

○糠谷理事長 よろしゅうございますか。勝見課長のお話もちよっとわからないところがあるんですけれども、給与の在り方について御意見を伺うということ、職員のラスパイレースがどうだこうだとか、あるいは役員だってこんな働きで高過ぎるじゃないかとか、それ

は当然御意見をいただくのはありがたいことでございますから、やっていただければと思うんですけども、給与規程そのものについて、この条項がどうだということについて、勿論これは幾らなんでもひどいじゃないかということであればおっしゃっていただくのは当然、先ほど川本が申し上げましたように、意見を申し出ることができると言っているわけでございますから、それはできないことではないと私は思います。それはそれでお出しただければ結構でございますが、ただ、今経緯を申し上げましたように、それから、勝見課長もお認めになっているように、3月までにこれは内閣府と国民生活センターでいろいろな議論があつて、内閣府もよろしかろうということで4月1日からは実施に移している規程なんですね。その規程について内閣府が責任を放棄して、評価委員会に丸投げして意見を言ってもらおうということであれば、私どもとしては心外この上ないということになると思います。ですから、そこは共同責任と言えば共同責任ですけども、仕事の進め方というのは、もうちょっとはじめを持ってほしいと私は思います。

○大森委員 理事長のおっしゃるとおりだね。だから、今日聞きましたから、皆さん方のお仕事が始まされているんだから、私どもとしては今日こういうふうに出てきているけれども、さかのぼって適切な改定だったんじゃないですかという御報告を伺って、そういう感想を述べたということにすればいいんじゃないでしょうか。余りこれは根掘り葉掘りやるといろいろなことが発展しますし、私どもももしかしたら落ち度があったかもしれませんので、とりあえずお聞きして、さかのぼって適切な改定だったのではないかと分科会長が一言おっしゃってくればいいんじゃないでしょうか。

○山本分科会長 大森委員はそういう御提案でございますが、ほかに御意見はございますか。特にございませんようでしたら、そういう経緯であるということは委員の方もよくおわかりになったと思います。また、本日は御欠席の委員がお二人おられますので、今日は大森先生の御提案に従って私が一言言うことは簡単でございますけれども、少しその間の経緯もほかの委員の方にも御説明いただいて、次回にもう一度この点についてお諮りするということではいかがでございますでしょうか。

○大森委員 何を諮られることになりますか。

○山本分科会長 今言ったような形で、当分科会としての意見を取りまとめるかどうかということも、他の委員の御意見も伺った上で次回、当分科会としての意見を評価表の審議を次回いただくわけですから、その範囲内で御意見を更にいただくと。どうせそれはやらなければいけないわけですから。そこに含めて本日の問題を更に次回に併せて御審議いただくということではいかがでしょうか。

○大森委員 では、その際は今回改定が済んでいるこの給与改定に沿って、私どもの任務としては全体の業務評価の中で、もし何か意見があれば言うと。その範囲でないと無理です。これ自身を問題にするということではできないので、それはちょっと無理だと思いますね。

○山本分科会長 そうですね。それは先ほど勝見課長もおっしゃいましたように、これ自

体について何かというよりは、むしろ全体の評価の中で……。

○大森委員 これに即してやればどうなるかと、それならば結構です。

○山本分科会長 よろしゅうございましょうか。それでは、そのような形で更に審議を進めさせていただきたいと思えます。

次の事項といたしまして、資料8、資料9に関連する項目がございます。これにつきましても、事務局から資料の説明をお願いいたしたいと思えます。

○勝見消費者調整課長 資料8と資料9につきまして、一括して事務局から説明させていただきます。

まず、資料8は1枚だけの紙ですけれども、先月下旬に平成17年度分の国民生活センターの役職員の報酬給与等のラスパイレス指数が公表になりました。独立行政法人についてこのラスパイレス指数が公表になりましたのは平成15年度分からですので、今回で3回目ということになります。全国为国家公務員の給与水準を100として、それに対する指数という形で表わされております。生のデータでの比較によりますと、平成17年度分124.5ということになっております。前年度に比べますと0.9ポイント低下しております。

国民生活センターの場合は、比較的大学院卒等の高学歴の職員が一般の国家公務員よりも多くおります。それからまた、勤務地が品川区、東京23区内と神奈川県相模原ということで、比較的全国平均よりは大都市圏にあるということで、その特別調整手当の支給率も国家公務員平均よりは高くなっております。その高学歴であることによる給与水準の高さ、それから、大都市圏で勤務していることによる給与水準の高さ、それを除いたラスパイレス指数が真ん中の部分に出ておまして、これは平成15年度は出ておりませんで、昨年度から公表になりましたけれども、昨年度の111.8に比べて平成17年度は110.2ということで、こちらの方が低下率は高いんですが、前年度に比べれば低下いたしました。

それから、各独立行政法人が同時にラスパイレス指数を公表しておりますので、その独法の中での位置付けということの数字になりますけれども、昨年度の117.1に対しまして本年度は115.6ということで、これも全独法の中でも今回は少しその水準が低下したという結果が出ております。昨年もラスパイレス指数については、若干分科会場で審議していただきましたが、国家公務員に比較してラスパイレス指数の高い法人については、独法評価委員会でもその妥当性について検討するというところに昨年の行革の基本方針の中になっておりますので、本日この資料をお示ししたところでございます。

続きまして、資料9でございますけれども、冒頭若干話題になりましたが、財務省の予算執行調査について。この予算執行調査の性格につきましては、1と2で簡単にまとめてございますので、後ほどごらんいただければと思えます。

1枚めくっていただきますと、本年度この予算執行調査の対象になりました57事業、事業名だけですけれども、参考に掲げてございます。本年度は、内閣府の中では国民生活センターも対象になったということでございます。

また、1枚目に戻っていただきまして、4で国民生活センターに関する調査結果の概要

が掲げてございます。これは実は3枚目の表、財務省がホームページでも公表しておりますけれども、予算執行調査事業概括表、これが横になっておりますので見にくいために、内容は全く同じですが、当方で打ち直したものであります。本日の会議の冒頭で糠谷理事長から、この概要部分については非常に簡潔に紹介をいただきましたので、私の方からは一番最後のページ、総括調査票、国民生活センターに対する調査の全体像でございますが、そちらを見ていただければと思います。この調査票について若干説明させていただきます。

国民生活センターの事業の中で今回調査の対象となりましたのは、1番目は、全国消費生活情報ネットワークシステム、いわゆるPIO-NETについてであります。2つ目が、テレビ番組、それから、月刊誌等の消費生活情報提供業務に関してであります。それから、3番目が商品テストについてでございます。

1番目のPIO-NETにつきましては、現在全国の消費生活センターの中で、消費生活センターそのものはそこにもありますように、昨年4月の時点で524か所ございますけれども、余り相談件数の多くないところ等には必ずしもPIO-NET端末がすべてに置かれているわけではなくて、現在は全国で約400か所の消費生活センターにPIO-NET端末が置かれております。そのPIO-NET端末から各都道府県のメインのセンターを介して、品川にありますPIO-NETのホストコンピュータの方に逐次苦情相談情報が送られてまいります。

それで、先ほど理事長の説明にもございましたけれども、現時点では平均して各消費生活センターで消費者からの苦情相談を受け付けた日から、その概要が品川のホストコンピュータに入ってくるまでの、これはあくまでも平均でございますが、現在まだ五十数日掛かっていると。昨年、相談概要を相談員の方がカードに書くのではなくて、直接目の前の端末から打ち込んで送るというシステムの大幅な改革を行いましたので、そのことによって十数日は短縮が可能となりました。ただ、まだ現在五十数日掛かっていると。これに対して、更に登録日数の短縮化が必要だというのが一つの指摘でございます。これに対しては、私どもも同じ問題意識を持っておりまして、実は今年の2月から3月に掛けて、これは国民生活センターと協力して47都道府県、それから、政令指定都市15ほどありますけれども、そこを介して全消センに対してアンケート調査を行いました。どの部分で日数が掛かっているかということを尋ねました。その結果、先ほど理事長からの説明にもありましたけれども、メインのセンターは月に複数回送ってくれているんですが、地方の末端の消セン辺りは月に1回程度しか送らないというのがありますので、その辺を改善していただくことを私どもと国民生活センターで本年度からお願いしたいと思っております。ですから、これは当年度からやるつもりであります。

それから、システムの効率化を図りなさいということで、これも本年度PIO-NETシステムの効率化について調査予算をつけていただいておりますので、その調査結果等も踏まえて効率化を図ることだと思います。

②の消費生活情報提供業務、これは財務省からの調査の指摘によりますと、例えばテレビ番組、現在年間40回ほど5分間の提供番組ですけれども行っておりますが、そこに視聴

率が3%台で低迷と書いてあります。ここが実は、財務省の指摘と基本的には大筋で問題意識はそれほど違ってないと思うんですけれども、この3%台で低迷ということについては若干、我々あるいは国民生活センターも違う意見を持っておりまして、確かにプライムタイムの番組の視聴率に比べれば低い水準ではあるんですけれども、同時間帯の他局の番組、それから、国民生活センター提供の「ご存じですか」という放送枠、国民生活センターは水曜日にやっておりますが、ほかの曜日では他の政府広報番組をやっておりますけれども、そういった番組との視聴率の比較をみますと、この3%台の視聴率というのは必ずしも低いわけではありません。ただ、このテレビ番組につきまして、年間経費としては1億5,000万円ほど掛かっておりますので、経費対効果という点で妥当かどうか、その辺の検討は必要になってくると思います。

それから、そこにちょっと小さな字で恐縮ですが『たしかな目』の売上げ部数が月1万4,000部程度、それから『国民生活』が3,000部程度。特に調査の過程で指摘されましたのは、この『たしかな目』がピークときは4万部ほど月間で出ておりました。発行部数が減っておりますので、この『たしかな目』の発行による収入の方も減っております。ということで、これは抜本的な見直しをして、収入増を図るべきではないかというのが主計局の視点でございます。ただ、その問題意識は我々も同じなんですけれども、例えば、主計局としては国民に効果的に情報提供する手段として、インターネット等を使えばもっとすばやく安価にできるのではないかと指摘があったんですけれども、最近消費者トラブルでの被害者の中に高齢者が増えているという現実がございます。そういう高齢者の方は、ホームページをふだん見るとかパソコンを使うという環境に余りありません。ということで、こういった『たしかな目』、それからテレビ番組というものも、そういう高齢者の方はインターネットよりはよくごらんになるであろうということで、指摘どおり抜本的な検討ということは我々も必要と思っておるんですけれども、即座にこれをやめてしまうとかそういったことはまた問題があるかなと考えておりまして、この辺は次期中期目標、中期計画においてどうすべきかということをおの分科会でも審議していただければと考えております。

③商品テスト、これは現在でもすべて自前で国民生活センターでやっているわけではございません。外注可能なものはやっておりますので、基本的にこれは指摘に沿って、外注が可能なものは外注することによってコスト減を図っていくということではないかと考えておりますが、いずれにしても、即対応できるものばかりではありませんので、次期中期計画での改良といったことで我々としても対応を図っていきたく思いますので、この分科会でも御意見をいただければと考えております。

以上です。

○山本分科会長 どうもありがとうございました。資料8、資料9は若干性格は異なりますけれども、時間の関係もございますので、まとめて何か御質問・御意見がありましたら承りたいと思います。よろしく申し上げます。

何か補足の説明がございますか。

○藤村理事 一言申し上げたいんですが、資料8でございます。これは「平成17年度国民生活センターの役職員の報酬・給与等について」というタイトルがついているんですが、このラスパイレスの指数は職員のみですから、誤解のないように申し上げておきます。

○山本分科会長 そうすると、これはタイトルが不正確ですね。「役」をとった方がよろしいですね。

○藤村理事 ラスパイレスの指標には役員は入りませんので。

○山本分科会長 わかりました、どうもありがとうございました。

○大森委員 独法で一番高いところはどこですか。

○勝見消費者調整課長 各独法は既に公表しているんですが、総務省が今月末に全独法をまとめて公表しますので、現状ではまだ私ども把握していないんですけれども。

○大森委員 センターは高い方ですか。

○勝見消費者調整課長 この対他法人で115.6となっておりますので、平均よりは高いということになります。

○大森委員 トップであるわけではないんですね。

○勝見消費者調整課長 トップではありません。

○藤村理事 今発表しようとしているのは平成17年度なんですが、平成16年度のときは12~13番目ぐらいだったと思います。

○大森委員 ちょっとよろしいでしょうか。真ん中のところに専門的な知識をお持ちの人が必要だし、主として東京のど真ん中にあることもきいているということになるんですけれども、私が仄聞したのは、やはりセンターは組合が強いのじゃないかと。ほかと違って、組合が交渉力を持っていてということが長い間続いてきて、本当のところはそれなんじゃないかと。だから、都心にあるところはほかにもあるわけだから、仮にその要因を差し引くと、あとは高学歴で専門的な人を調達しなければいけない、リクルートせざるを得ないと。だから、ある程度処遇をきちんとやらないと、いい人が来てくれないということはある程度わかるんですけれども、そうじゃない要因なんじゃないかと私は勘ぐっているだけども。だから、これは労使問題が反映している数字ではないかと、端的に言うと思うんですが、それについて何かセンターの方の所見はございませんでしょうか。

○藤村理事 また難しい御質問なんですが、確かに国民生活センター36年ほどやってきて、労働組合との関係というのは非常に大きな要素だったと。当センターにおいては、同一年齢、同一賃金的な考え方というのが労働組合の要求としては強かったものですから、そういうものに引きずられてきた歴史はございます。現在は、世の中も変わってまいりまして、組合そのものの力が我が国において相対的に弱まってきているということもございますので、そういう意味では今どうだと言われればそういうことはないということになると思うんですが、ただ、給与というのはやはり長年の積み重ねの結果ですから、こういう形になっていると。それを一朝一夕に今日明日変えるというわけにはいかなくて、やはり時間を

掛けながら何か年計画かで改善をしていくと。私はそういう努力をこれからやっつけていこうと思っています。

○**山本分科会長** ほかに御質問・御意見ございましょうか。

私もいろいろ例えば資料9について伺いたい点もあるんですが、時間の関係もございまずので、これはまた勝見課長からございましたように、それぞれここで取り上げられている3つの問題は非常に大きな問題で、今後、時間を掛けてセンターの方でもあるいは国民生活局の方でも検討されると思いますし、私どもも適宜必要な意見は述べていかなければいけないと思いますので、委員の皆さんもよろしく御検討のほどお願いいたします。

更に、参考資料というのが本日添付されております。これにつきましても、事務局から御紹介をお願いいたします。

○**勝見消費者調整課長** それでは、ごく簡単に御説明いたします。参考資料2でございます。「消費者基本計画の検証・評価・監視について」。国民生活審議会消費者政策部会で先日まとめられた資料でございます。そのうちの9ページをごらんいただけますでしょうか。中ほどでございます。ゴシックで3「緊要な消費者トラブルへの機動的・集中的な対応」というタイトルの中に、(1)として消費者からの苦情相談の活用、これは具体的にはPIO-NETに収集されております苦情相談情報を指しております。この活用の仕方として②で、現在先ほどの業務実績報告の中でも、各省に対しても相当数多く情報提供を現在もしているわけですが、その提供の仕方について、例えば、必要としている省庁の端末とオンラインで結んで活用できないかとか、あるいはPIO-NETに各省が持っている相談情報を集約できないかといった意見が国民生活審議会の場に出されました。ただ、技術的にはそうすることは必ずしもできなくはないかもしれません。もともとPIO-NET情報自体は法執行のためにつくられたものではございませんので、根本に立ち返って1年ほど掛けて、どういった情報提供の仕方がより効果的にPIO-NET情報を生かしていくことになるかということについて検討するという結論になりました。参考までに紹介させていただきます。

○**山本分科会長** これは今後、私どもの仕事にもかかわることでございますので、参考として御紹介いただいたということだと思います。

以上で、本日予定しておりました議題についての審議は終了いたしましたので、今後の予定につきまして、事務局から説明をお願いします。

○**勝見消費者調整課長** 資料10をごらんいただきたいと思います。1枚の紙でございます。当分科会の今後の日程について案として掲載させていただきました。次回は8月17日木曜日、午後1時半から。場所はここではございませんで、本府の3階特別会議室、以前何回か使いました会議室ですが、そちらで行わせていただきます。

本日の項目別評価表に各委員に評価を御記入いただいて、必要に応じてコメントもつけていただいて、大変お忙しいところ恐縮でございますが、今月末7月31日までに当方に送り返していただければ幸いです。当方で各委員の評価及びコメントを整理させていただきます。分科会長の山本先生とも御相談の上、次回8月17日の分科会の場で総合

評価表の案として提出させていただきます。基本的には会議のその場でお示しするという
ことではなくて、会議より少し前に案として各委員に送らせていただきますので、事前
にお読みいただいた上で、17日の分科会場でまた御審議いただければ幸いです。

○**山本分科会長** それでは、委員の皆様、宿題は7月31日が締め切りということでござい
ますので、ひとつよろしく願いいたします。

最後でございますが、3月17日に開催されました第7回の当分科会の議事録をお手元に
配付しております。必要な修正は施しておりますので、念のため御確認いただきまして、
よろしければこれで公表させていただきたいと思っております。

では、以上で、本日予定されました議題はすべて終了いたしました。なお、次回の開催
日程につきましては、8月17日13時30分からということでございますので、よろしくお
願いいたします。

これで本日の分科会を閉会させていただきます。長時間にわたり御審議いただきまして、
誠にありがとうございました。